

平成 30 年度 審議対象案件の占用施設説明書

目 次

23. 改進運動広場（京都市）	1
21. 天ヶ瀬公園・白川浜公園（宇治市）	12
20. 宇治川公園（京都市）	39
26. かわきた自然運動公園（八幡市）	78

23.改進運動広場

記入者：田中（京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課）

番号	23. 改進黨運動広場	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	東高瀬川左岸 2. 6k+68m ～2. 8k+20m
ランク:C							

(占用者作成)

位置図			現況写真	 広場北側からの写真  広場南側からの写真 (写真撮影者：京都市)
標準断面			現在の 利用形態	運動ひろば及び公園
			占用面積	362. 20 m ²
許可の 経緯	<当初許可>S55. 11. 15 <許可期限>H31. 10. 31		都市計画 の有無	無
堤内地・堤 防・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		付帯施設 等	ネットフェンス (高さ 8m) 手洗場 など
特記事項	台風 2 1 号の影響によりフェンスが破損したため、改修工事を行う予定。			
前回審議 意見と 対応	前回審議の意見		前回審議意見の対応	
	・ 隅の部分などにごみの吹き溜まりがみられる。占用部分も含めきちんと管理されたい。 ・ 外来種駆除のため、占用の部分を 10 月にもう一度草刈をするなどの対応も考慮されたい。 ・ ランクは C とする。 ・ 占用期間は 5 年とする。		・ 清掃業務の委託を行っており、適宜清掃していただいている。 ・ 平成 29 年度においては 10 月に除草作業を行っており、今年度についても 11 月上旬に除草作業を行った。	

■補足写真（平成 30 年 9 月 事務局撮影）



【チェックリスト】

Cランク案件のチェックリストの様式

●河川保全利用チェックリスト(占用地) 名称:23.改進黨運動広場)

記入者:田中(京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等	なし		なし		○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等	なし		なし		○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか	なし		なし		○:ある △:検討中 ×:ない	
7	占用目的	特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか	なし		利用者、団体を制限せず、自由使用としているため、公平な利用ができていると考えている。		○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか	なし		合致している。		○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等	外来種駆除のため、占用の部分を10月にもう一度草刈をするなどの対応も考慮されている	平成29年度は、10月に除草を行った。	平成30年度においては、11月上旬に除草作業を行った。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか	なし		なし		○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)・トイレ、通入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等	なし		なし		○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	隣の部分などにごみの吹き溜まりがみられる。占用部分も含めきちんと管理されたい	清掃業務の委託を行っており、適宜清掃していただいている。	なし		○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	なし		自由使用であるため、ルールは定めていない。 ただし、使用後はグラウンドをならすようお願いをしており、そのため、レーキを設置している。		○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	なし		利用後にグラウンドをならしてもらうように案内ポスターを設置している。		○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

平成 25 年度
宇治川河川保全利用委員会

平成 26 年 1 月 9 日

○ 綾委員長

よろしいでしょうか。利用者の関係の方、よろしいですか。

○ 布野副委員長

先生のおっしゃるとおりだと思いますんで、ちょっと実態をやっぱりきちんと把握されて、火を起こしている人がどんな人やとか野菜つくってはる人がどういう人やとか、もうちょっと実態を調査ちゃんとされて、それで漁協の方がかかわっているんやったら、先生がおっしゃるように、やはり漁協を巻き込んでやられるというのが一番速やかに、スムーズにいくんではないかなと思いますんで、大変なご努力されていると思います。

○ 綾委員長

よろしいでしょうか。

それでは、この件は、白川浜公園はもうよろしいですね。特に意見出ませんでしたけれども。

次の改進の話は見ましたけれども、報告がございます。じゃお願いします。

○ 事務局 岡山

ありがとうございました。

では、29ページをごらんください。

まず、概要についてです。位置図は図に示しておりますとおりととなります。

そして、現況写真は右に示しますとおり、広場北側から写真と広場南側からの写真となります。

現在の利用形態は、運動ひろば及び公園という利用になっています。

占用面積は362.30平方メートルです。

許可の経緯ですが、当初の許可が昭和58年10月15日、許可期限は、平成26年10月31日となっています。

都市計画の有無については、なしです。堤内地となります。付帯施設等は、高さ8メートルのネットフェンス、手洗場などとなります。

特記事項は特になく、そして、ランクをCとし、今後は報告のみでよいというご意見でございました。

では、河川管理者よりチェックリストについてのコメントをお願いします。

○ 河川管理者 古川

改進運動広場のチェックリスト、37ページです。

まず、1番の占用の必要性とか2番、3番ですけども、これはなしということになっております。

次、Cランクですので7番の占用目的ですけども、利用者・団体は制限せず利用していると。そのため公平な利用ができているというふうになっております。

それから、8番、利用状況は、占用目的に合致しているかというのと合致している。河川課管理者も合致しているということになっております。

10番、自然環境の保全・再生ですけども、保全すべき動植物など占用区域及びその付近の自然環境に配慮すべき事項を把握しているかというのは、把握していないとなっております。

16番、適正な利用ですけども、不許可の工作物は設置されていないか、これは設置されていないというふうになっています。

17番、占用区域外を使用していないか、使用していない。

19番、地域住民の迷惑になる利用がなされていないか、これはごみの不法投棄や自転車の放置等がまれにあることから、その都度撤去処分をしているというふうになっています。

20番、利用状況を踏まえた管理運営・利用のルールを定めているかというところですけども、自由使用であるためルールは定めていない。ただし利用後はグラウンドをならすようお願いをしており、そのための例規も設置しているというふうになっております。

22番、管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているかということですけども、利用後にグラウンドをならしてもらうよう案内ポスターを設置しているということになっております。

以上でございます。

○ 事務局 岡山

じゃ続きまして、占用者の代表の方より、前回の意見の対応についてお願いいたします。

○ 京都市役所人権文化推進課 企画課課長 藤原

私、京都市役所人権文化推進課での企画課課長をしております藤原と申します。記入者の奥井ともども出席させていただいております。

ちょっと前回のご意見は特にありませんでしたので、ちょっと概要を簡単に説明させていただきます。

運動広場、この一部をちょっと占用させていただいているわけなんですけども。この広場自体は、もともとこれは同和対策特別措置法に基づいて、改進黨地区が旧同和地区として指定をしておったものですから、その方々の健康とか体力の増進を図って、地域の活性化もつなげるということで、昭和58年に許可を得て、設置して許可を得たということでございます。

以降使っておったんですが、現在も自由使用ということで、以前はちょっと隣保館という地域の事務を行うところがございます、利用調整もしておったんですけども、その長い経過がございますので、現在ではちょっとそういう隣保館自体も別の施設に転用しております、人権文化推進課のほうで直接管理をしておりますが、特にトラブルもなく、自由使用として地元の方々、時々別のところから来る方もいらっしゃるということで、トラブルなく利用しております。

ごみの不法投棄では自転車がまれにあるということがあったんですが、ただ定期的に清掃業者と連絡を受けて、都度都度あるということの対応はきっちりさせていただいております。

以上です。

○ 綾委員長

ご説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○ 布野副委員長

今の不法投棄とか自転車というのは、直接連絡があって、市が直接行かれるんですか。その町内がされているということではなくて。

○ 京都市役所人権文化推進課 企画課課長 藤原

私どもが直接向かって、実際に処分等はいたします。

○ 布野副委員長

そういう連絡があった場合に対応されるということですか。

○ 京都市役所人権文化推進課 企画課課長 藤原

そうですね、連絡がなくても、時々定期的に職員が見たりすることもありますし、もともと公園の清掃自体を業者に委託しておりますから、そこから連絡も入るようにしております。

○ 綾委員長

これはどなたに言ったらいいのかわからないんですけども、場所が確定していないというのは問題ですね、むしろ。きょう図面見せていただいたんですけども、前は議事録を見たら、何かそれらしいようなことも書いてあるんですけども、私の印象では何かあそこが全部なっているという、きょうのご説明では何か39ページですか、赤いハッチがあるところの右側が実は占用地であったという……

○ 布野副委員長

むしろ河川事務所側ときちっと……

○ 京都市役所人権文化推進課 企画課課長 藤原

すみません、今回、許可を申請する際にはきっちり図面等でやらせていただいたんですけども、ちょっと今回の委員会用ということで、ちょっとわかりやすくということでしたら、かえってわかりにくくなってしまいまして、申しわけございませんでした。

○ 綾委員長

私も何か前回、議事録を見てみたら聞いているようなところもあるみたいなんですけども、ほとんど頭の中に入っていないんですけども。

ただちょっと気になったのは、公園の部分はいいんですけど、公園というかグラウンドとかというか、その部分の使用はいいんですけど、何かその外れらへんになって、そこがごみの吹きだまりみたいになっていて、枯葉がずっと詰まったままになったり、植生に

しても、何か外来種がいっぱい生えているというようなところがあって、その占用部分も含めて、きちっと管理をしていただきたいというのは感じました。

あと植生は外来種、どこでもそうですけども、はびこっていますので、できるだけ在来のものがふえるように、外来は取っていただきたいというのが希望です。

○ 田中委員

ちょっと私のほうからそれ、私の専門にもかかわります、申し上げますけど、あそこを拝見した限り、6月に恐らく1回草刈りをちゃんとされています。ただこのセイタカアワダチソウという宿根草というか多年草は、その後も地方かに栄養があるもんですから、ある程度大きくなり、花を咲かせ種を飛ばすわけです。だから本当言えば、花が咲いているぐらいのときにもう一回刈ると、もう種をつける力もないし寒くなる。だから、できれば10月ごろにもう一回草刈りをお願いしたい。そうするとイツキムシもなくなる。そういうことなんで、1回はされていますのは、もう見たらすぐわかります。それだけでも、全然しないよりははるかに立派なことだと思っておりますが、もう一回お願いできればと、そういうことです。

○ 綾委員長

よろしいでしょうか。ほかに申し上げておくべきようなことございますでしょうか。

では、この件についてはこれで終わらせて、この意見も最後にまたまとめるんですよ

○ 河川管理者 松村

一応、それランクCということ……

○ 綾委員長

ランクのCは変更はないということで……

○ 河川管理者 松村

それで5年ということでもいいですか。

○ 綾委員長

よろしいかと思えますけども、5年でよろしいですか。

じゃ休憩になるんですか、次は。

○ 事務局 岡山

では、いただきました意見などをまとめさせていただきますので、これより10分の休憩をとらせていただきます。

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 許可期間を3年にされた理由を教えてください
- ✓ 公園のフェンスの外側(河川側)で、堤防天端から公園への通路(スロープ)として利用されている空間の占用であり、今後は委員会の審議案件からはずすことにするが、河川及び水辺環境に負荷を与えない維持・管理の状況等については引き続き河川管理者を通じて委員会で報告願いたい。
- ⇒ 一般的な占用許可は最長10年であるが、今回の案件は委員会の審議を経ずに河川管理者として許可を出しているため、次回の審議がすぐ来るように3年とした
- ⇒ 施設の形態が河川区域と明確に分離しており、従来から水辺環境への影響は小さく、引き続き周辺の状況にも注意しながら適正な管理を行っていきたい。

平成20年 委員会

- ✓ ランクをCとし、今後は報告のみで良い。

平成25年 委員会

- ✓ 隅の部分などにごみの吹き溜まりがみられる。占用部分も含めきちんと管理されたい。
- ✓ 外来種駆除のため、占用の部分を10月にもう一度草刈をするなどの対応も考慮されたい。
- ✓ ランクはCとする。
- ✓ 占用期間は5年とする。

21. 天ヶ瀬公園・白川浜公園

記入者：西嶋 純平

番号	21.天ヶ瀬公園・白川浜公園	占用目的	公園	許可受者	宇治市	場所	左岸 52.8k(天ヶ瀬公園) 左岸 52.2k(白川浜公園)
----	----------------	------	----	------	-----	----	------------------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真	 天ヶ瀬公園  白川浜公園 【写真撮影者】 占用者（宇治市） --- : 占用区域	
現在の 利用形態	修景・休憩施設等		都市計画 の有無	無し	
占用面積	1,720.08 m ² (天ヶ瀬公園 764.32 m ² 、 白川浜公園 955.76 m ²)		付帯施設等	【天ヶ瀬公園】 ・フェンス ・ベンチ ・トイレ 等 【白川浜公園】 ・柵 ・石碑等	
許可の経緯	<当初許可> S61.04.01 <許可期限> H32.03.31		利用者数	(1 時間当たり 2 人×6 時間+※1 人/日) ×365 日=4,745 人/年間	
堤内地・ 堤外地	堤内地 ・堤防・ 堤外地 白川浜公園天ヶ瀬公園			概ね 10:00～16:00 時の明るい時間に利用者が確認できる。 ※ 排他的専用户	
周辺の 土地利用の 状況	・山地				
関連諸計画 における 占用地の 位置付け	・特になし（天ヶ瀬公園は都市公園条例の適用除外）				
その他 特記事項	・特になし				

番号	21.天ヶ瀬公園・白川浜公園	占用目的	公園	許可受者	宇治市	場所	左岸 52.8k(天ヶ瀬公園) 左岸 52.2k(白川浜公園)
----	----------------	------	----	------	-----	----	------------------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	昭和 51 年に宇治川改修計画に伴う民家立ち退き跡地の利用として、古来より宇治川にちなむ名所“山吹の瀬”として伝えられ、その優れた自然的景観を求め訪れる市民・観光客の憩いの場として公園を新設するために占用を受けておりました。現在も市民・観光客に利用されており、憩いの場として公園を設置する必要があります。	
管理状況	・管理主体 : 宇治市 ・管理規則の有無 : 有(宇治市天ヶ瀬公園、白川浜公園及び夢浮橋広場管理基準) ・管理内容 : 草刈を年 2 回実施	
利用状況	【白川浜公園】 ・利用規則の有無 : 有(宇治市天ヶ瀬公園、白川浜公園及び夢浮橋広場管理基準) ・排他独占利用の有無 : 無 ・申請内容と異なる利用等 : 無 【天ヶ瀬公園】 ・利用規則の有無 : 有(宇治市天ヶ瀬公園、白川浜公園及び夢浮橋広場管理基準) ・排他独占利用の有無 : 無 ・申請内容と異なる利用等 : 無	
前回審議の 意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	✓ 占用者の努力により一定の改善が見られ、評価できる。今後も適正な管理と指導に当たられたい。 ✓ 「公園」としての記名表示を設置されたい。 ＜天ヶ瀬公園＞ ✓ 現地の水栓は飲用に適さないため、誤飲等を避けるための表示設置を検討されたい。 ＜白川浜公園＞ ✓ 隣接する民地との境界等について、伸びすぎた枝を切るなどの計画的な植栽管理に努められたい。 ✓ トイレ等が分かりにくい。案内板を設置するなど利用しやすくなるような工夫に努められたい。 ✓ 占用期間が平成 32 年 3 月までとなっており、次回審議の際は河川管理者からの報告とすることで問題ない。	前回審議の意見を基に、適切な管理と指導を行った。 具体的な対応は、以下のとおり。 ・ラミネートによる公園名の表示 ・天ヶ瀬公園の水栓に、「飲料水ではありません」という案内を設置 ・年に2回敷地内の草刈を実施 ・白川浜公園において、トイレの案内表記を設置
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	・清掃活動は、観光地美化対策事業費として予算措置をしており、宇治市高齢者事業団と委託契約をし、定期的に天ヶ瀬公園の整備、清掃を行っている。	
その他	・特になし。	

番号	21.天ヶ瀬公園・白川浜公園	占用目的	公園	許可受者	宇治市	場所	左岸 52.8k(天ヶ瀬公園) 左岸 52.2k(白川浜公園)
----	----------------	------	----	------	-----	----	------------------------------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境		・ 占用地内は公園として利用されており、植栽された樹木と管理された草地からなる。 ・ 左右岸ともに水際までアラカシを主体とした常緑広葉樹林が迫る。 ・ 占用地前面の水域は早瀬と淵が連続する溪流的な景観を呈している。天ヶ瀬公園周辺では6月にはアユの放流が行われている。 ・ 天端付近の道路の堤外側（天ヶ瀬公園）・堤内側（白川浜公園）に設置されている公園である。 ・ 河川内は岩盤が露出し、植生はほとんど見られない。また、護岸が整備されている。 ・ 周辺の水域ではカワウ、マガモ、カルガモといった水鳥が確認されているほか、ニホンイシガメ、溪流性の水生昆虫（チラカゲロウ、カワトンボ等）が確認されている。 ・ 周辺では樹林性の猛禽類であるオオタカ、ノスリが確認されているほか、オオヒラタザトウムシ等の樹林性昆虫が多く確認されている。 《天ヶ瀬公園》 ・ 宇治川で最も上流でのナカセコカワニナの産地となっている。 ・ 下流にはビワコオオナマズが河川で初めて産卵した場所がある。 ・ 直下はビワコオオナマズが河川で初めて産卵している様子が確認された場所で、時々本種が泳いでいる姿を確認することができる。 《白川浜公園》 ・ 占用地の前面の水域は、宇治川でもっとも上流源にあたるナカセコカワニナの産地であり、ビワコオオナマズの産卵が河川では初めて確認された場所である。
自然環境上重要な場所		・ 占用地の前面の水域は、宇治川でもっとも上流源にあたるナカセコカワニナの産地であり、ビワコオオナマズの産卵が河川では初めて確認された場所である。これらの種の重要な生息場となっていると考えられる。
水際の状況	水域までの距離	《天ヶ瀬公園》 ・ 水域までの距離：5m ・ 占用地の前面の護岸は、石積みなどの急傾斜の護岸で、植生などはほとんど見られない。 ・ 護岸の前には、巨礫主体の裸地がある。 《白川浜公園》 ・ 水域までの距離：約 20m ・ 占用地の前面の護岸は、石積みなどの急傾斜の護岸で護岸の前には、石張りで低水敷的に整備されている。その前面も巨石積みの急傾斜の護岸である。 ・ 水際までの間に植生などはほとんど見られない。 ・ 前面の水域は深い淵になっている。
	水面との高低差	・ 約 5m
環境面から見た望ましい利用方針		・ 占用地周辺は、宇治から天ヶ瀬ダムまでつづく渓谷の河岸であり、渓谷にはカモ類をはじめとする水鳥や周辺の樹林地に生息する猛禽類など多くの鳥類や爬虫類などが生息することから、生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避ける必要がある。 ・ 水域に近づくことは危険性が高いため、注意喚起を促す看板の設置などが必要である。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により占用範囲を明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。

ランク：A

番号	21.天ヶ瀬公園・ 白川浜公園	占用目的	公園	許可受者	宇治市	場所	左岸 52.8k(天ヶ瀬公園) 左岸 52.2k(白川浜公園)
----	--------------------	------	----	------	-----	----	------------------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

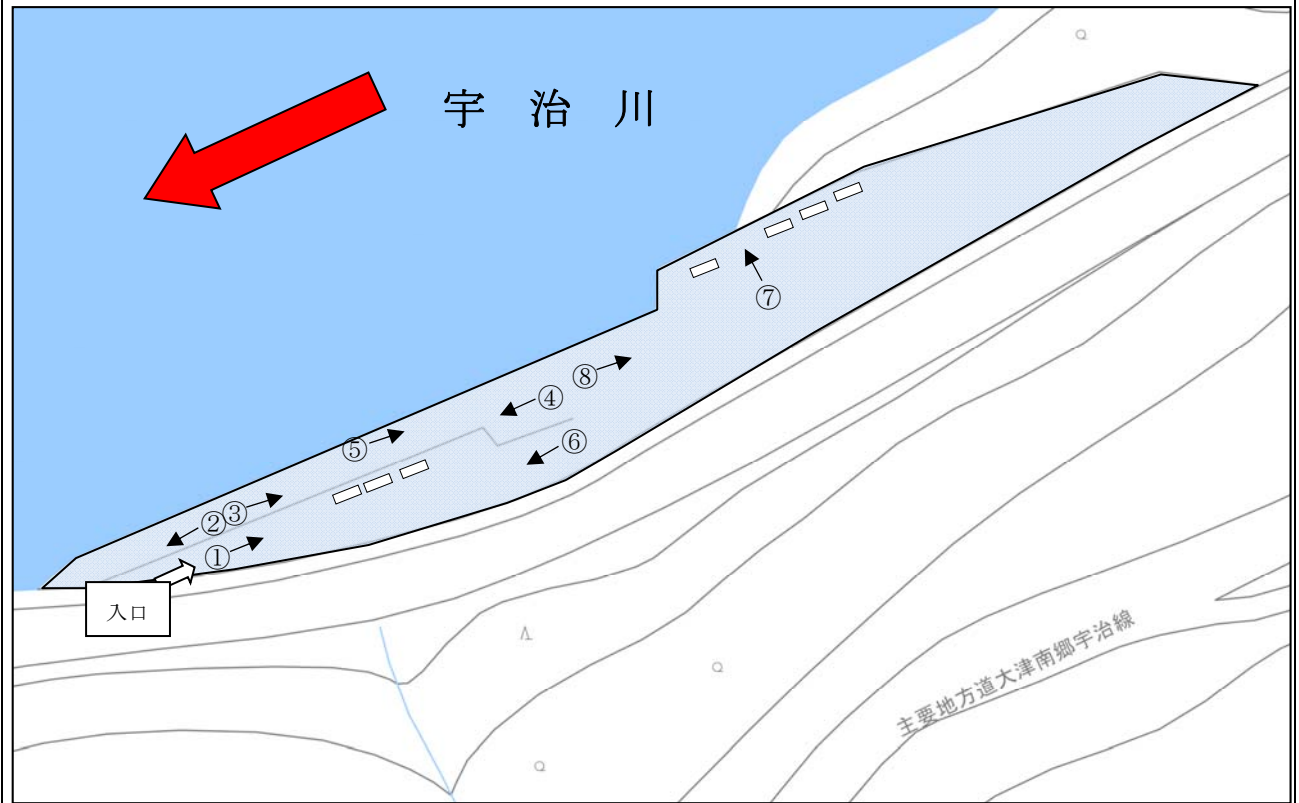
ランク：A

番号	21.天ヶ瀬公園・ 白川浜公園	占用目的	公園	許可受者	宇治市	場所	左岸 52.8k(天ヶ瀬公園) 左岸 52.2k(白川浜公園)
----	--------------------	------	----	------	-----	----	------------------------------------

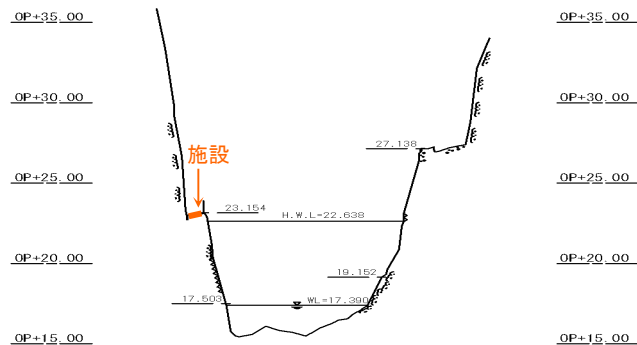
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真（天ヶ瀬公園）

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：52.6k)



①



②



ランク：A

番号	21.天ヶ瀬公園・ 白川浜公園	占用目的	公園	許可受者	宇治市	場所	左岸 52.8k(天ヶ瀬公園) 左岸 52.2k(白川浜公園)
----	--------------------	------	----	------	-----	----	------------------------------------

③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



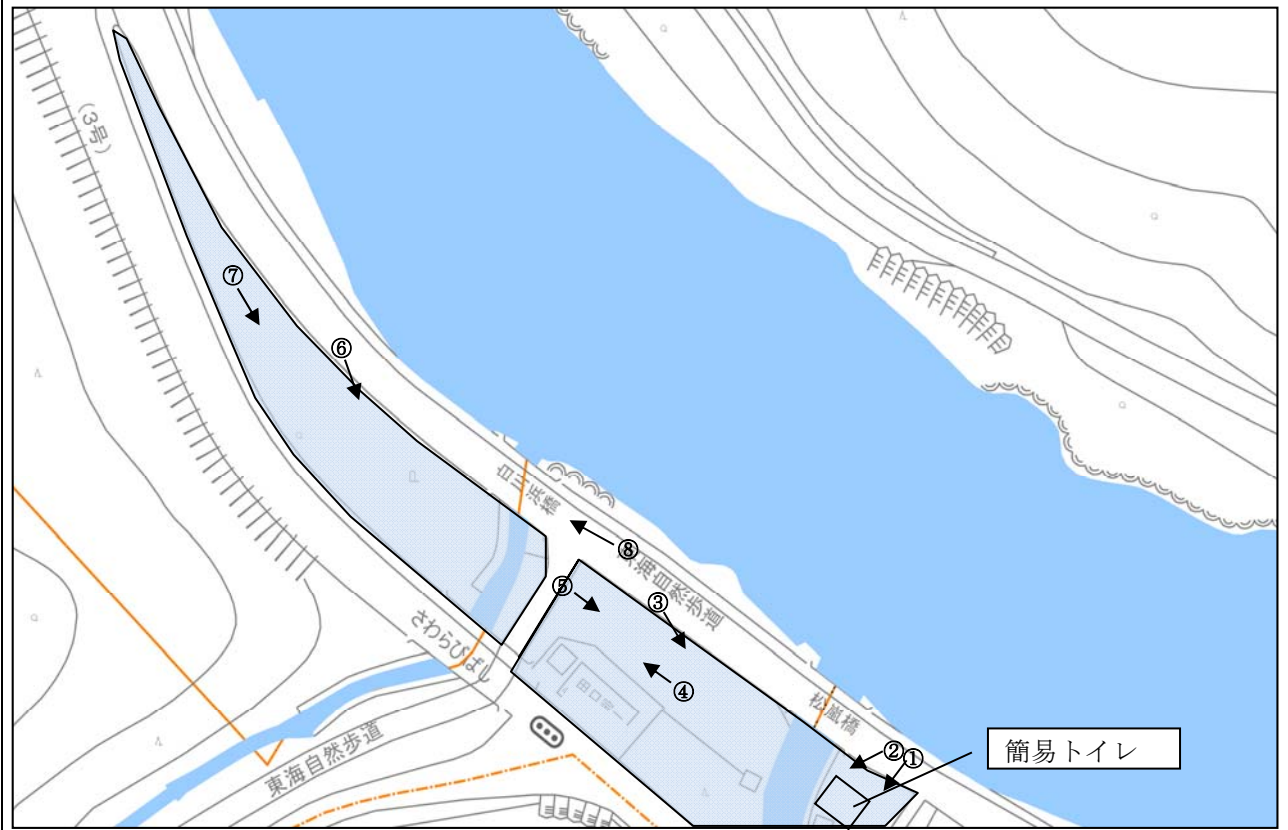
ランク：A

番号	21.天ヶ瀬公園・ 白川浜公園	占用目的	公園	許可受者	宇治市	場所	左岸 52.8k(天ヶ瀬公園) 左岸 52.2k(白川浜公園)
----	--------------------	------	----	------	-----	----	------------------------------------

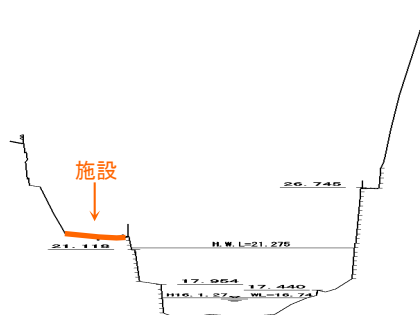
6. 委員会の審議内容に関わる現況写真（白川浜公園）

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：52.2 k)



①



平成30年11月1日撮影

②



平成30年11月1日撮影

③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



【参考資料】

【占用目的】

7. 特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか

⇒ 排他的利用者が公園の一部を占拠していたが、所有者の同意を得た上で、撤去した。

< 撤去前 >



平成28年11月頃の状況

< 撤去後 >



平成30年11月現在



平成28年11月頃の状況



平成30年11月現在

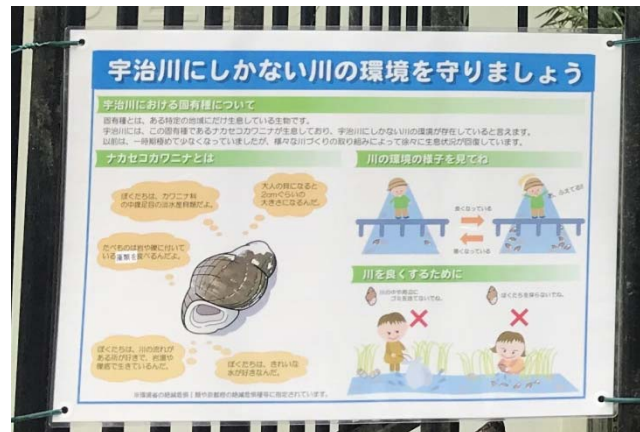
【自然環境の保全・再生】

13. 管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか

⇒ 別紙「宇治市天ヶ瀬公園、白川浜公園及び夢浮橋広場管理基準 第3条(2)(3)(4)」参照

14. 施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか

⇒ ラミネートの掲載により周知を行っている。



【適正な利用】

16. 不許可の工作物は設置されていないか

(過去意見)天ヶ瀬公園の水栓は飲用に適さないため、誤飲等を避けるための表示設置を検討されたい。

⇒ ラミネートの掲載により周知を行っている。



平成30年11月現在

19. 地域住民の迷惑になる利用がなされていないか

⇒ 「7. 特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか」添付写真参照

20. 利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか

⇒ 別紙「宇治市天ヶ瀬公園、白川浜公園及び夢浮橋広場管理基準」参照

21. 管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか

⇒ 別紙「宇治市天ヶ瀬公園、白川浜公園及び夢浮橋広場管理基準」参照

22. 管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか
（「公園」としての記名表示を設置されたい。白川浜公園のトイレ等が分かりにくい。案内板を設置するなど利用しやすくなるような工夫に努められたい。

⇒ 看板を掲示し、周知を図っている



天ヶ瀬公園掲示看板



天ヶ瀬公園名称案内



白川浜公園トイレ案内



白川浜公園名称案内

○宇治市天ヶ瀬公園、白川浜公園及び夢浮橋広場管理基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇治市天ヶ瀬公園、白川浜公園及び夢浮橋広場（以下「公園等」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 市民及び観光客の憩いの場を提供するため、公園等を設置する。

2 公園等の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
天ヶ瀬公園	宇治市宇治金井戸地先（左岸52.8k）
白川浜公園	宇治市宇治山王地先（左岸52.2k）
夢浮橋広場	宇治市宇治蓮華1番地先（左岸50.8k）

(行為の禁止)

第3条 公園等において、次の各号に掲げる事項を行つてはならない。ただし、第2号から第6号の場合において、学術上又は公益上必要があると認められるときは、この限りでない。

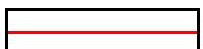
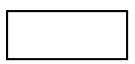
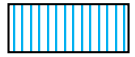
- (1) 施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を伐採し、又は採取すること。
- (3) 土石類を採取すること。
- (4) 鳥獣及び昆虫を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 火気を使用すること。
- (6) 貼紙若しくは貼札をし、又は広告を表示すること。
- (7) 危険物及びごみを持ち込むこと。
- (8) 野営をすること。
- (9) 車両を乗り入れすること。
- (10) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること。
- (11) 営業又は営利を目的として利用すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障を及ぼすこと。

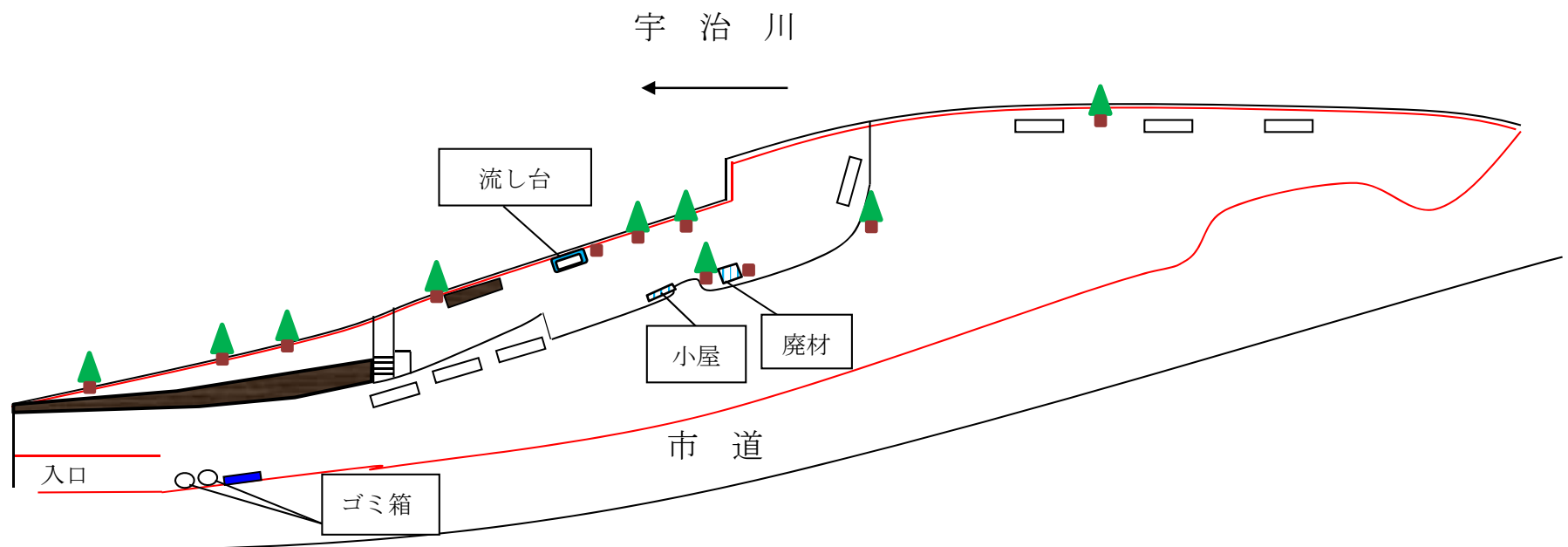
(損害賠償)

第4条 利用者は、その責に帰すべき理由により、公園等の建物又は附属物若しくは物件等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

天ヶ瀬公園

凡 例		
名 称	記 号	数 量
フェンス		1 4 4 m
ベンチ		7 基
看 板		1 基
不法占用物		2 ヶ所



【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式（1/2）
●河川保全利用チェックリスト（占用地 名称：21.天ヶ瀬公園・白川浜公園）

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す 〈例〉総合計画、都市計画、緑の基本計画等			位置付けはない。			○：ある △：検討中 ×：ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか 〈例〉地域防災計画等			位置付けはない。			○：ある △：検討中 ×：ない	
3		堤内において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			代替施設の設置又は既存施設により機能を代替する計画は無い。			○：ある △：検討中 ×：ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか 〈例〉・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動 等			計画は無い。			○：ある △：検討中 ×：ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			連携していない。			○：連携している △：検討中 ×：連携していない	
6	占用目的	占用目的が「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			当該天ヶ瀬公園は、隣にかかる天ヶ瀬吊橋や、美しい宇治川の優れど自然的景観を求めて訪れるハイキング客やラジカーの憩いの場として「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致する			○：合致する △：一部合致する ×：合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか	占有者の努力により一定の改善が見られ、評価できる。 今後も適正な管理と指導に当たりたい。	前回審議の意見を基に、適切な管理と指導を行った。	排他的利用者が公園の一部を占有している実態が懸念していたが、不法占拠物の撤去等もあり、公平な利用ができている状態である。			○：公平に利用できる △：公平に利用できない場合がある ×：特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			合致している			○：合致している △：合致していない場合がある ×：合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			連携していない			○：連携している △：検討中 ×：連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか 〈例〉貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			絶滅危惧種のナカサカワフナナや日本固有種であるヒラコオオナマズの生息が確認されている			○：把握している △：調査中 ×：連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			把握していない			○：把握している △：調査中 ×：連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)

記入者: 西嶋 純平(宇治市商工観光課)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称: 21.天ヶ瀬公園・白川浜公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
12		施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等			宇治川ではナカセコカワニナやビワコオオナマズの生息が確認されているが、本公園については、川面から約5m程の高さにあり、川の流れる急で河川部への進入は危険な為フェンスにより進入を禁止されている。			○: 配慮している △: 検討中 ×: 配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等			業者委託により定期清掃を行っている			○: 配慮している △: 検討中 ×: 配慮していない	
14		施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起を行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等			啓発看板の設置により、情報発信を行っている。			○: 行っている △: 検討中 ×: 行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか			行っていない			○: 行っている △: 検討中 ×: 行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか	<天ヶ瀬公園> 現地の水栓は飲用に適さないため、給飲等を選けるための表示設置を検討されたい。	天ヶ瀬公園の水栓に、「飲料水ではありせん」という案内を設置	白川浜については設置無し。天ヶ瀬公園については、一部工作物の設置が行われ、市が指導を行うなど対応中。			○: 設置されていない △: 設置される場合がある ×: 設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)・トイレ、道具入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等	<白川浜公園> 隣接する民地との境界等について、伸びすぎた枝を切るなどの計画的な植栽管理に努められたい。	年に2回敷地内の草刈を実施	使用していない			○: 使用していない △: 使用している場合がある ×: 使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか			宇治川の流れが急な為危険な為、高さ約1mのフェンスで侵入を防がれているが釣りや自然観察を行う河川利用者の支障とはなっていない。			○: 支障はない △: 支障になる場合がある ×: 支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			白川浜については迷惑な利用は確認できない。天ヶ瀬公園については、焚火等が確認され、市・警察が指導を行っている。その後、迷惑行為はなくなっている。			○: 迷惑な利用はない △: 迷惑になる場合がある ×: 迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			平成24年 宇治市天ヶ瀬・白川浜公園・夢浮橋広場基準 策定			○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			定めている			○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	「公園」としての記名表示を設置されたい。 <白川浜公園> トイレ等が分かりにくい。案内板を設置するなど利用しやすいくなるような工夫に努められたい。	ラミネートによる公園名の表示 白川浜公園において、トイレの案内表記を設置	警告看板による周知の他に、市職員が直接指導を行っている。			○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

平成 28 年度
宇治川河川保全利用委員会

平成 29 年 1 月 23 日

ろしいですか——。では、説明をお願いいたします。

○事務局（東建） 続きまして、天ヶ瀬公園と白川浜公園のご説明を差し上げます。資料の11ページをごらんください。

占用面積としましては1,720m²ということで、天ヶ瀬公園と白川浜公園それぞれの面積がそこに書かれております。附帯施設としては、フェンス、ベンチ、トイレ等が設置されている状況となっております。

対象箇所の自然環境の概要ですが、13ページをめくっていただいて、3番、施設の自然環境的状况というところに少し書かせていただいております。下のほうに天ヶ瀬公園と白川浜公園それぞれのことについて書いておりますが、天ヶ瀬公園については、宇治川で最も上流のナカセコカワニナの産地となっているということと、下流にはビワコオオナマズが初めて産卵した場所がある。白川浜公園に関しましては、その前面の水域について、ナカセコカワニナの産地になっているということと、ビワコオオナマズが産卵した場所に近いということが書かれております。ただ、その2つ下の欄、水際の状況、水域までの距離というところに書かせていただいておりますが、現地を見ていただいて重々ご承知と思いますが、水域までの距離が、高さ方向にかなりの差があるというような状況で、水際の際々のところまでを使っている状況ではないということがあります。

戻っていただいて12ページのところに、前回審議でいただいているご意見がございますので、ご紹介しますと、占用者の努力によって前回よりもよくなっているが、放置されている調理器具や箱類の撤去など、引き続き不適切な利用の是正に取り組まれないというご意見、それから、ベンチをかえるなど、一般の方が入りやすい雰囲気をつくるように検討されたいというご意見をいただいているところでございます。これに関しまして、占用者さんから現在の対応の状況についてご説明いただきたいと思っております。

○宇治市 引き続きまして、宇治市役所商工観光課の柯でございます。天ヶ瀬公園、白川浜公園につきましてご説明いたします。

前回、主に天ヶ瀬公園におきまして、放置された調理器具などの撤去といった不適切な利用の是正や、誰もが利用しやすい公園としての雰囲気づくりを行うことといったご意見をいただいていたところでございます。前回の審議の後、定期的に公園へ訪問し、排他的利用者と対話をする中で、指導を重ねてきたところでございます。そして、所有者の同意を得た上で、ほぼ全ての放置物の撤去に至りました。今後につきましても、定期的な清掃及び巡回により現状を維持し、残りの放置物についても撤去することができるよう指導を重ねていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○事務局（東建） 補足しますと、資料の後ろのほうに、占用者さんから写真を提供いただいております。15ページが天ヶ瀬公園の現状ということになっておりますが、その後ろのほう、30ページを見ていただきますと、参考資料の写真ということでご提示いただいている、不法物の撤去前、撤去後の比較写真等もつけていただいております。現場を見ていただいておりますので、十分ご承知のことかと思いますが、補足としてご説明させていた

できました。

○光田副委員長 私自身が以前を知っておりますもので、よくここまできれいに片づけたなというのが率直な印象です。大変だっただろうなと思うこともございました。それはそれで結構です。猫小屋というか、あまちゃんハウスなどという勝手な意見も出ていたようですが、そういうものを置いておくというのはやむを得ないだろうと私自身思いました。むしろ、それを生かして、一般人が来るような仕掛けを行政で考えたほうがおもしろいかなと思ったぐらいのことです。

占用地で動物を飼ってはいけないというのはあるんですか、課長さん。私もそれは聞こうかなと思ったけれども、私自身、あの場で聞きそびれたんですが、意図的に飼うということは、やっぱり許可の範囲外かもしれないなと。だから、これは公にするとまずいのかなという気はありましてね。どんなものですか。ご存じないですか。

○河川管理者（森） 下流のほうで同じように、ここは1匹だけなんですけれども、大量に餌づけして、猫なり犬なり飼っている者がおりまして、それは小屋に限らずテントとか、いわゆる違法工作物を設置してやっている事例があったんです。それについては、やはり不法工作物というか違法行為という形で、担当者のほうが粘り強く、その餌づけしている者と話をして撤去させたというような事例がございますので、余り推奨はしないですね。

○光田副委員長 そうですね。あそこも大々的に宣伝して、いわゆる駅にいるたまちゃんとか、ああいう形で一般の人が来てもらうというようなことはやらないほうがいいかもしれませんね。

○河川管理者（森） そうですね。猫が勝手にすみつくのは自由なんですけれども、ああいうぐあいに小屋をつくってやってくると、その小屋自体が、あそこは小さい小屋ですし、掘り込み河道のところですので、治水上云々の議論は出てこないと思うんですけれども、やはり見る者が見たら同じになってきますので、猫小屋をつくってもいいのかという話になるので、できるだけそこは……。

○光田副委員長 その辺がちょっと難しいところで、行政は知らんぷりして、自治体のほうも知らんぷりして、一般人、利用者が口コミでそういうのを広げればやむなしぐらいの態度にしておいたほうがいいかもしれませんけれども、ああいうふうな状態が続くことを願っております。

水は、あそこへ引いている谷水でございますから、正式には飲料水ではないので、この水は飲めませんとか、そういうのは行政として一言あってしかるべきかなという気はしました。あそこから水が出るわと思って、これは谷水や、きれいやといって飲む人がいますが、場合によっては谷水がきれいとは限りません。あそこは当然ながら大腸菌チェックとかもしていないと思いますから、行政が借り上げている以上、自治体が借り上げている以上、それは責任が発生するおそれがございますので、この水は飲めませんというぐらいは一言書いておかれたほうが、万一のことがあったら責任を問われるおそれはあると思います。

あとは非常にすっきりとしておりました。できるだけ燃えかすの撤去であるとか、ちょっと見えている空き缶の撤去だとか、そういう形をとって、生活臭みたいなものをなくされることを願っております。

私ばかりが申し上げましたけれども、委員の方、その点についていかがでございましょうか。

○田中委員 猫の話ですが、今も話が出ていましたけれども、どうしても捨て猫とか、各家庭で飼えなくなった猫を、あそこに小屋があるでという感じで1匹持ってきたりする可能性もなきにしもあらずだと思います。そういうときにどう対応するかというのもある程度しておかないと、猫飼うてるやん、次あそこへ犬小屋置こかとかいう連鎖的なものが出てこないとも限らないので、その辺のチェック体制だけはしておかないとだめだと思います。

ちなみに、あの猫は雌ですか、雄ですか。

○光田副委員長 雌だったような気がするな。

○福井委員 雌ですね。

○田中委員 例えば、それはちゃんと手術してあるのかどうかということも含めて見ておかないと、雄猫が来て、また猫騒動になって、生まれてくる猫も出てくる可能性もあるわけなので、そのときにまた対応せんなんという事態も起きるかもしれませんので、先ほど光田先生がおっしゃったように、その辺のところは非常に線引きが難しいんですけども、やっぱりAランクの公園としてのハードルはきちっとつけておいたほうがいいと僕は思います。

それから、ついでに、また言うようですが、前もちょっとお話ししたと思いますが、Aランクの公園ですので、自由地、何をしてもいいんだというような土地ではない。知らない人が来たら、この立て看板を見ればわかりますけれども、小さなものでもいいので、入り口に何々公園という小さな表示板をつけておいたほうが、Aランクとしての価値があると思いますので、勝手なお願いですけども、していただければありがたいと思います。

○福井委員 また猫の話で申しわけないんですが、餌づけされている方がいらっしゃると。管理されている方もいらっしゃると。何か問題があったときに、その方たちがちゃんと責任をとっていただけるのかどうかというのがすごく曖昧な状態で、かわいいからといって餌を与えているというのはさすがにちょっと問題かなと思います。先ほど言われたように、猫が捨てられたりとかいう可能性、捨て場所になる可能性もありますし、避妊の問題もありますし、動物ですから、いろんな問題をはらんでいますので、そのあたりはしっかりと餌づけされている方とか管理されている方にお伝えして、何かあったときは責任をとってほしいということの確約をとったほうがよろしいんじゃないかという気はあります。

あと、天ヶ瀬公園は、先ほど田中委員が言われたように、看板がありませんので、よくわからない感じを受けます。外から来た人にとっては、単なる河川敷の通路にしか見えない。公園であるのであれば、公園としての何かしらの印をつけたほうがいいのではないかと

ということがあります。白川浜公園も同じで、やはり中に入る気持ちにならない。

○光田副委員長 一般の人がね。

○福井委員 はい。私も、普通に敷地、緩衝帯にあるのかなというふうにはしか見えなかったんですが、実はあれが公園だったというのは、周辺の方もどれだけわかっていらっしゃるのか。あと、植栽管理がよろしくないというか、民有地と関係がありますので、なかなか難しいところはあると思うんですが、今の状態であれですから、今後、春が過ぎて夏になったときには、物すごい状態になるんじゃないかと。そのあたりも、早めに民有地の方とご相談されたほうがよろしいんじゃないかという気がします。

○光田副委員長 自然環境保全課さん、しつこいようですが、一言でもお願いできれば、全員がしゃべったことになる。それは委員が少ない利点でございますので。

○四方委員（代理） 済みません、ご指名をいただきまして。

私、前回のときも見させていただきましたので、随分物がなくなっているなというのは本当に感じさせていただきました。ただ、確かに皆さんおっしゃっているように、保健所なりなんなりでは余り餌やりとかも推奨されていなかったりもしますので、そのあたりの整理は少し要るのかもしれないなとは思いつつ見させていただいておりました。ただ、以前に見させていただいたときに比べて物すごくきれいになっているなというのは本当に感じたところです。

あと、谷水の分が蛇口から、普通にカランから出てきていますので、最初見させていただいたときは本当に水道だと勘違いしましたので、そのあたりはひょっとすると整理が要るのかもしれないなとはちょっと感じるところです。

○光田副委員長 ほかに意見はございませんか――。大体意見が出たようで、要するに、公園に看板みたいな、小さくてもよいから、ここが公園ですよと示すようなものが何かあってしかるべきと。これは天ヶ瀬と白川浜共通でしたね。トイレがあるということも、方向によっては、ここにトイレがあると気づかない人もいるかなというところもございませうけれども、とりあえず看板だろうと。公園だったらトイレを探す人もいるだろうというのは確かにありますので、占有者でお考えいただいたらありがたいかと思います。

あと、以前を知っている者としましては、特に天ヶ瀬公園はすばらしいというか、そういうふうなものまで片づけたと。問題は猫、生き物がいるということで、にわかになれをどけろというのはちょっと言いづらいところもある。だから、これ以上ふえた場合は利用者に責任をとってくれとか、そういうことを一応約束の上でもしておくというのは1つ重要なことかもしれません。雌猫でございまして、私、あの顔を見ると、これは手術していないなという感じがしました。要するに、目に光があります。普通、手術すると、目の光がなくなります。ところが、あれはちゃんとありました。ただ、恐らくあそこまで雄は来ない。それは私の直感で、来ているかもしれませんが、子供が生まれたら、ここにほったらかしにしないで、あんたらでどこかへ連れていきなり処分してやというぐらいのことは、占有者は言うべきかもしれません。それはよろしくお願いします。

もう1つは、白川浜公園の管理ですね。樹木が伸び放題というところもございました。そういう点は、やはり占有者のほうで考えて、普通に歩けるようなところにしていただきたい。大体以上のことだったかと思います。

○福井委員 白川浜公園のほうなんです、予算の問題もあると思うんですけども、お手洗い、トイレの矢印であったりとか、場所がわからないんですね。それがわかるようなサイン表示を簡単につくってもらったほうが本来いいんじゃないかなという気がします。

あと、一番簡単にできそうなのは、18ページの9番とかの写真を見ていただくとわかりやすいんですが、外から見ると、これはコンテナですので、トイレとは思えないんですね。ですので、せめてトイレがあるというのがわかるように、トイレの前に看板というか、ラミネートのものを移動させるとか、予算の範囲で少し工夫していただけたらと思います。

○光田副委員長 ありがとうございます。もうよろしいですね——。そうしたら、1)は終了ということで……

○河川管理者(森) 1点、許可期間の話を……。

○光田副委員長 許可期間がありましたね。これについて、私のほうからはあれですけども、本来は3年のところがということでございましたね。私自身の意見としては、そんなもん、今さらごちゃごちゃ言うなと言うと言葉は悪いですが、今度のところでそういう報告を1件、今のようなことをちょっと上げてもらったら、それでいいんじゃないのということでございました。私自身は余りそういうことも言いたくはないんですが、以上でございます。

○河川管理者(森) ちょっと補足させていただきますと、天ヶ瀬と白川浜なんですけれども、前回審議の中で、Aランクということで、許可期間は3年という形でされていたわけですが、はっきり申し上げまして河川管理者のチョンボでして、5年許可をしてしまっているんです。この施設概要書では平成30年までになっていまして、3年許可になっていますけれども、実際は平成32年3月31日までの許可になっています。

そういうことで、本来であれば、平成32年3月31日までですので、30年度の審議対象案件になってくるんですが、今回審議していただいて、おおむね前回に比べて改善されているというご発言もいただいたことですので、次回、30年度の審議をせずに、許可が切れる前年度の31年度ぐらいに、できれば河川管理者から報告を上げるというような形にしたいなと思っております。当然、その前提としましては、きょうご審議いただいた宿題等の改善状況なりを確認させてもらった上で、報告という形にかえたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○光田副委員長 それは困るという委員の方がおられましたら。よろしいですか——。では、それで了解ということで。

それでは、2つ目の審議事項、今後の保全利用委員会の方向性についてに入らせてもらってよろしいですか——。それでは、事務局から2)の審議事項をお願いしますでしょうか。

■過年度審議結果のレビュー

平成19年(第1回)
委員会

- ✓ 天ヶ瀬公園の真下は、宇治川で最も上流源にあたるナカセコカワニナの産地であり、その下でビワコオオナマズが河川ではじめて産卵した場所でもある。このような情報を一般市民、散歩したりする人たちも楽しめるような看板を整備できたらいい。
- ✓ 白川浜公園には石碑があり、歴史がいっぱい詰まった川だということを広報されたい。

平成19年(第2回)
委員会

- ✓ 特定の利用者が不法に置いているものについては、引き続き是正措置を講ずること。
 - ✓ 一部の利用者による排他的な利用や、焚き火等の迷惑行為も、是正措置を講ずること。
 - ✓ 人と川とのつながりを重視した本施設の利用と管理にあたること。
- ⇒宇治市としては今年度中に淀川河川事務所と協議の上、警告看板を設置する予定。今後とも美しい河畔公園を取り戻すべくより一層の取り組みを展開して行きたい。
- ⇒今後とも関連団体や市庁内関係各課とも連絡連携を密に取り管理にあたりたい。

平成20年 委員会

- 《天ヶ瀬公園》
- ✓ 特定の利用者が不法に置いているものについて、引き続き是正措置を講じられたい。
 - ✓ 一部の利用者による排他的な利用や、焚き火等の迷惑行為について、大きな改善は見られていない。引き続き、河川管理者も含め、是正措置を講じていただきたい。
 - ✓ 市の占用公園であることを明確に示す看板等の設置について検討されたい。
- ⇒排他的な利用や、焚き火等の迷惑行為に対し、市並びに淀川河川事務所では再三にわたり注意をし、また警告看板の設置をするなど指導してきたが、警告看板にあっては設置後すぐに撤去されると言うことが二度もあり苦慮している。
- 《白川浜公園》
- ✓ 堤内地にある公園で、河川空間の利用上の問題は少ないと判断する。
- ⇒美しい河畔に設置された公園を取り戻すべく、より一層の取り組みを展開して行きたい。

■過年度審議結果のレビュー

平成22年 委員会

- ✓ 天ヶ瀬公園では、特定の利用者による不法行為や、一部の利用者による迷惑行為が引き続いて見られ大きな改善が見られていない。市が主体となり利用状況を把握し、利用規制を制定するなど、引き続き是正措置を講じるよう指導していただきたい。
- ⇒従来から、一部の利用者による排他的な利用や焚火等の迷惑行為に対し、市並びに淀川河川事務所では再三にわたり注意をし、またスチール製の警告看板の設置をするなどしてきたが、なかなかその効果が出ず苦慮している。
- ⇒平成23年に「宇治市天ヶ瀬公園、白川浜公園及び夢浮橋広場管理基準」を策定しこの基準に基づき、同公園において指導を行っている。
- ✓ 白川浜公園付近にはナカセコカワニナやゲンジボタルが生息する貴重な環境があることから、環境啓発の工夫を行うよう指導していただきたい。
- ⇒白川浜公園付近にはナカセコカワニナ並びにゲンジボタルの生息域である旨のラミネートを作成して貼付け、貴重な環境を守るべく周知を図っている。今後とも美しい宇治河畔に設置された公園を取り戻すべく、とり一層の取り組みを続けていきたい。

平成25年 委員会

- ✓ 不適切な利用の実態をきちんと把握すること。
 - ✓ これまでの指摘事項の是正ができていない。今後とも是正できないのであれば、河川管理者に占用を返還することも考慮せざるを得ない状況であることを認識して対応されたい。
- ⇒排他的利用者について聞き取りを行ったところ、宇治漁業組合の会員ではなく、一般の遊漁権購入者の集まりである事が確認できた。また、本年度はこれまでに委員会ニュースを携え計6回の指導を行ったところ、一部の畑は撤去された。
- ⇒指導の結果、改善が見られたことから、今後も指導を重ねていく。

■過年度審議結果のレビュー

平成26年 委員会

- ✓ 占有者の努力により前回と比べ良くなっているが、放置された調理器具、箱類の撤去など、引き続き不適切な利用の是正に取り組まれない。
 - ✓ ベンチを換えるなど、一般の方が入りやすい雰囲気を作ることを検討されたい。
- ⇒ 前回審議の意見を基に、不適切な利用の改善及び誰もが利用しやすい雰囲気づくりを実現するために、不法占拠物の撤去を、所有者の同意を得た上で行った。

平成28年 委員会

- ✓ 占有者の努力により一定の改善が見られ、評価できる。今後も適正な管理と指導に当たられたい。
- ✓ 「公園」としての記名表示を設置されたい。
- ✓ <天ヶ瀬公園>
- ✓ 現地の水栓は飲用に適さないため、誤飲等を避けるための表示設置を検討されたい。
- ✓ <白川浜公園>
- ✓ 隣接する民地との境界等について、伸びすぎた枝を切るなどの計画的な植栽管理に努められたい。
- ✓ トイレ等が分かりにくい。案内板を設置するなど利用しやすくなるような工夫に努められたい。
- ✓ 占用期間が平成32年3月までとなっており、次回審議の際は河川管理者からの報告とすることで問題ない。

20.宇治川公園

記入者：佐藤純子（京都市文化市民局市民スポーツ振興室）

番号	20. 宇治川公園	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	左岸 43. 8k～44. 6k+57m
----	-----------	------	-----	------	-----	----	----------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	運動場 16 面（軟式野球場 11 面，少年野球場 4 面，多目的球技場 1 面）	都市計画の有無	有（京都市緑の基本計画による都市公園の面積に含まれている。）
占用面積	104, 301. 46 m ²	付帯施設等	・ 移動式トイレ・木柵等 ・ ベンチ ・ 物品箱
許可の経緯	<当初許可> S41. 08. 24 <許可期限> H31. 9. 30	利用者数	平成 25 年度 41, 458 人 平成 26 年度 46, 761 人 平成 27 年度 53, 760 人 平成 28 年度 50, 205 人 平成 29 年度 44, 972 人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	・ 上流側は，運動広場と同様の草地になっている。 ・ 下流側は，ヨシ原が広がっている。		
関連諸計画における占用地の位置付け	・ 広域避難場所（京都市地域防災計画） ・ 京都市緑の基本計画による都市公園の整備面積に含まれている。		
その他特記事項	・ S41 に総面積 135, 975 m ² の占用許可を受ける。 ・ S42 に 24, 200 m ² を有料グラウンドとして使用開始する。 ・ S47 に占用面積を 83, 557 m ² に変更する。 ・ S49 より維持管理上の理由から，有料施設として貸し出すことが困難となったため，管理運営業務並びにグラウンド整備を軟式野球連盟に依頼する。 ・ S63 に進入路を追加し， 占用面積を 87, 654 m ² に変更する。 ・ H4 に不要部分を縮小し， 占用面積を 86, 922 m ² に変更する。 ・ H21 に伏見区民グラウンド（左岸 43. 8k～43. 8k+100m）を追加し， 占用面積を 97, 385. 38 m ² に変更する。 ・ H24 に仮設置した新駐車場部分約 6, 800 m ² について， H31 年度中に公園南西グラウンド部分約 10, 000 m ² を返還することを条件とし， 占用面積を 104, 301. 46 m ² 変更する。		

番号	20. 宇治川公園	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	左岸 43.8k～44.6k+57m
----	-----------	------	-----	------	-----	----	--------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	・京都市の体育施設として、市民の健康増進や体力向上を目指すスポーツレクリエーションづくりの需要に応えると共に、憩いの場、コミュニティづくりの場を提供する。 ・利用者数に増減はあるものの、平成 25～29 年度で、毎年、年間延べ約 4～5 万人の利用があり、特に土日祝日は野球等のスポーツで多数の利用がある。 ・既に整備されている堤内地の他のグラウンド施設のみでは需要を満足することは不可能であり、引き続き当該地の占用許可が必要である。 ・整備面積の現状 104,301.46 m²、公園の整備目標 10 m²/人、平成 29 年度末整備面積 4.88 m²/人（京都市緑の基本計画による都市公園の整備面積に含まれている。）
管理状況	・管理主体 : 京都市 ・管理規則の有無 : 有（京都市都市公園条例） ・管理内容 : 除草については本市で年 2 回実施している。その他、宇治川公園維持協議会が適時実施している。 公園施設の管理体制として利用者のいる時だけ車の出入口を開錠している。 出水期の前に、河川の増水を想定した撤去訓練を年 1 回実施している。（平成 30 年度 5 月 29 日に実施） グラウンドの冠水が予想される場合は、専門業者により移動式便所等の付帯施設を堤内地に移動させている。
利用状況	・利用規則の有無 : 有（確認書、宇治川公園維持協議会会則）土日は主に軟式野球の大会で利用されている。平日については、自由にご利用いただいている。 ・排他独占利用の有無 : 土日は主に軟式野球大会で利用されているが、市内の軟式野球チームが多数参加されるものであり、宇治川公園を含む市内野球場で試合をされてチーム数が絞られ、伏見桃山城運動公園やわかさスタジアム等において決勝等の試合が行われる。排他独占的に一部市民が野球で使用しているものではなく、また、野球に限定されることなくグラウンドゴルフ、学校行事等にも広く利用されている。 ・申請内容と異なる利用等 : なし

番号	20. 宇治川公園	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	左岸 43.8k～44.6k+57m
----	-----------	------	-----	------	-----	----	--------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	・駐車場としての利用については、引き続き河川管理者と協議を行い、速やかに手続きを進めていただきたい。なお、次年度の委員会にて報告されたい。(事務局より報告済み, H28) ・用具箱等の常置を解消すること。 ・要注意外来生物は放置してはいけないという考えのもと、トウネズミモチやメリケンソウの拡大を防止する具体的な方法を実践していただきたい。 ・占用地の下流側に隣接するヨシ原を利用した環境学習については、オオヨシキリやカヤネズミの生息範囲や繁殖時期に考慮した上で、関係部局と連携して積極的な利活用を進めていただきたい。 ・占用期間は3年とする。	・平成28年度の委員会での報告のとおり、平成31年度に、看板やベンチを移設・撤去したうえ、南西グラウンド部分を返還する。 ・用具箱等については、指導は続けているものの、常置の解消には至っていない。現在、存置物品の整理・見直しを宇治川公園維持協議会に進めてもらっており、解消に努める。 ・トウネズミモチについては、順次伐採しており、公園内にある14本のうち、これまで7本の伐採を行った。必要な予算を確保し、引き続き順次伐採していく。メリケンソウについては、現在設置している環境啓発看板やトイレに掲示を行い、利用者への啓発を行っている。 ・環境学習については、市環境政策局環境管理課と相談している。平成29年8月に市とカヤネズミネットワークの方とで宇治川公園の現地確認を行ったが、グラウンドとヨシ原の距離がかなりあり、また、背の高いセイタカアワダチソウ等があるので、子どもたちが観測場所までたどり着くことができず、実施はむずかしいとの意見であった。他の方法での環境学習が可能か検討を続ける。
環境保全に向けて申請者の取り組み	・長期的展望： グラウンドとしての占用を継続希望。平成31年度に、南西のグラウンド2面相当面積を返還する。 ・利用者への環境保全の周知： 公園の周囲に豊かな自然環境があるということを伝える旨の啓発看板を設置している。 環境管理課から、生物多様性保全に関する資料等を入手した際は、宇治川公園維持協議会に情報提供し、利用者へ周知してもらっている。 ・環境イベント等： 占用地と河川敷との境界や工作物については、グラウンド返還及びヨシ原保全を考慮して、植生や杭等での明示方法について河川管理者と協議する。 環境学習について、環境管理課と、環境管理課が行う事業で宇治川公園を活用できないか相談している。	
その他		

番号	20. 宇治川公園	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	左岸 43.8k～44.6k+57m
----	-----------	------	-----	------	-----	----	--------------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境		・ 占用地内は主に運動場として利用されており、裸地、芝地などがみられる。 ・ 占用地の下流側にはヨシ群落、オギ群落を主体とした宇治川最大のヨシ原である「向島のヨシ原」が広がる。ヨシ原やその周辺の草地では鳥類の集団分布地（オオヨシキリの集団繁殖地、ツバメ類やスズメ類の集団埒）が確認されているほか、カヤネズミ、キツネ、クツワムシ、ショウリョウバッタモドキ、ホソバイスタデ、ノニガナ等草地性の生物が多く確認されている。 ・ 本占用地も以前はヨシ原であった。グラウンドの存在が環境に負荷を与えている。 ・ 占用地と水際の間にはセンダン、ヤナギ類等を主体とした河畔林が分布する。 ・ 占用地と水際の間にはヨモギ等を主体とした草地が分布する。 ・ 占用地上流の近鉄宇治川橋梁上流は淵となっている。周辺の河川ではナカセコカワニナの生息が確認されている。
自然環境上重要な場所		・ 占用地下流側に広がる「向島のヨシ原」は宇治川最大のヨシ原であり、オオヨシキリ、カヤネズミをはじめとした多くの動植物の重要な生息・生育地となっている。 ・ ヨシ原周辺の多様な草地はクツワムシやショウリョウバッタモドキ等草地性生物の重要な生息地となっている。 ・ 周辺の河川はナカセコカワニナの重要な生息地となっている。
水際の状況	水域までの距離	・ 占用区域から高水敷ののり肩までの距離：約 50m ・ 高水敷ののり肩から水域までの距離：
	水面との高低差	・ 約 5.5m ・ 冠水実績： 平成 23 年 5 月 29 日 台風 2 号により冠水被害 平成 24 年 7 月 15 日 集中豪雨により冠水被害 平成 25 年 9 月 16 日 台風 18 号により冠水被害 平成 26 年 8 月 10 日 台風 11 号により冠水被害 平成 27 年 7 月 17 日 台風 11 号により冠水被害 平成 29 年 10 月 22 日 台風 21 号により冠水被害 平成 30 年 7 月 5 日～7 日 集中豪雨により冠水被害
環境面から見た望ましい利用方針		・ 占用地周辺のヨシ原には立ち入らないような制限を行う。特にオオヨシキリをはじめとする鳥類の繁殖期（4 月～8 月）に注意する。 ・ 占用地周辺のヨシ原は、オオヨシキリの繁殖地、ツバメ類やスズメ類の集団埒、カヤネズミの生息場等として重要であり、忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる大きな音を出すなど）は避ける必要があり、利用者に看板等で注意を促す。 ・ クツワムシ、ショウリョウバッタモドキといった昆虫類等の生息域となる自然環境を広げるために、占用範囲周辺にある、占用者が除草等の管理を行う管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 占用地の外側の草刈りする場合には、生物の生息環境に配慮して草丈を順にあげていく手法を検討する。 ・ 利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により占用範囲を明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	20. 宇治川公園	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	左岸 43. 8k～44. 6k+57m
----	-----------	------	-----	------	-----	----	----------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

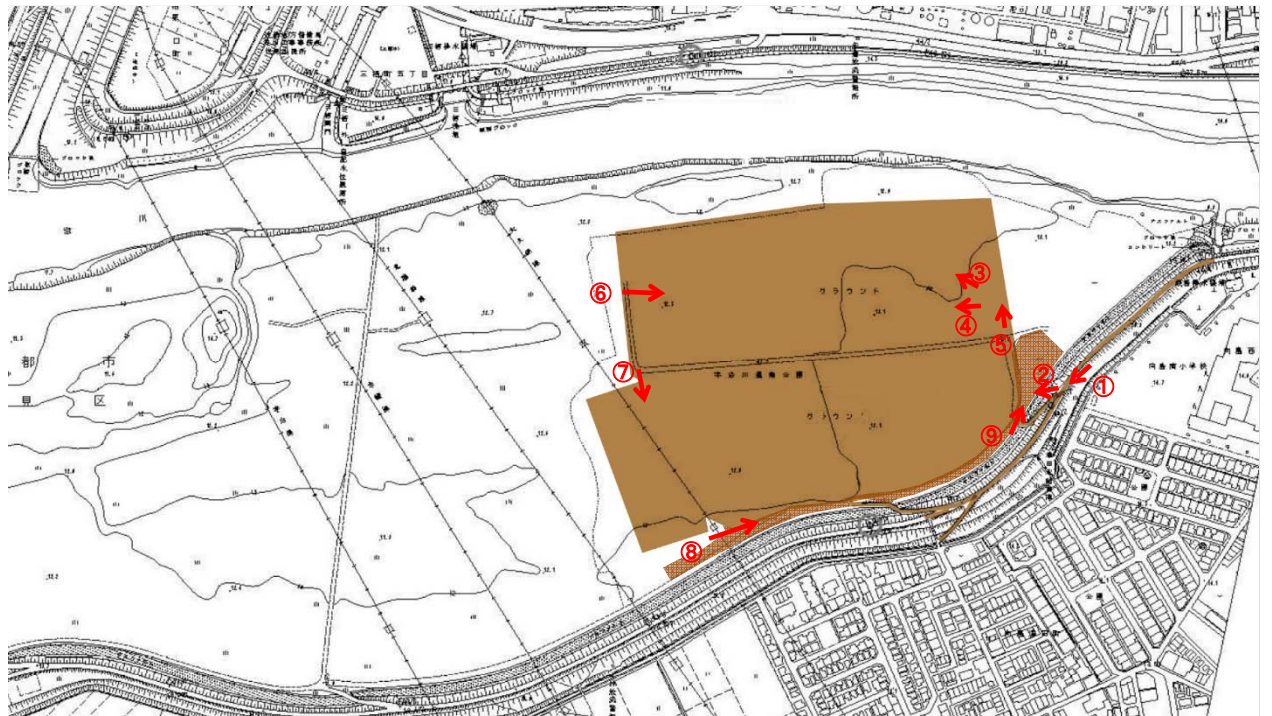
(委員会作成)

番号	20. 宇治川公園	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	左岸 43.8k～44.6k+57m
----	-----------	------	-----	------	-----	----	--------------------

5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

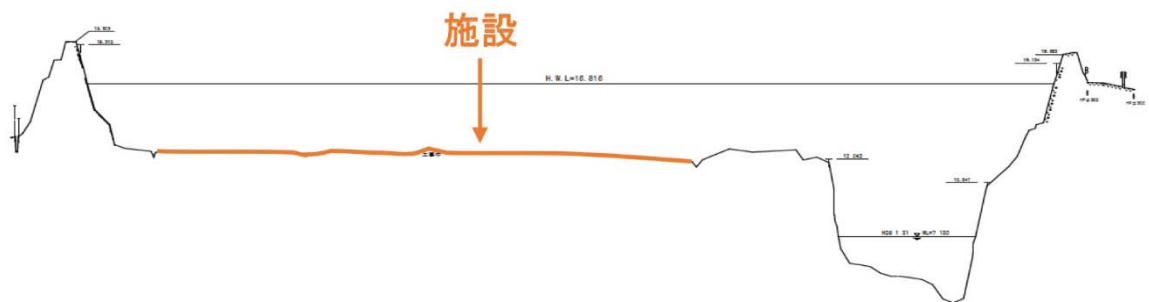
(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：44.0k)

平成 26 年 1 月測量



①占有地への進入路



平成 30 年 11 月 15 日 (木) 撮影

②堤防上, 上流側から望む



平成 30 年 11 月 15 日 (木) 撮影

ランク：A

番号	20. 宇治川公園	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	左岸 43.8k～44.6k+57m
----	-----------	------	-----	------	-----	----	--------------------

③グラウンド（東側から）



平成 30 年 11 月 15 日（木）撮影

④環境啓発看板

（写真撮影者：占用者）



平成 30 年 11 月 15 日（木）撮影

⑤メリケンソウ注意掲示



平成 30 年 11 月 15 日（木）撮影

⑥グラウンド（西側から）



平成 30 年 11 月 15 日（木）撮影

⑦グラウンド（返還予定部分）



平成 30 年 11 月 15 日（木）撮影

⑧堤防沿い、下流側から



平成 30 年 11 月 15 日（木）撮影

⑨駐車場



平成 30 年 11 月 15 日（木）撮影

【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:20.宇治川公園)

No	確認の視点	確認事項	通年度意見	通年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			平成22年3月に策定、平成37年を目標年次とする京都市緑の基本計画において、都市公園の整備面積に含まれている。公園面積を平成20年度末4.68㎡/人から10㎡/人とすることを目標とし、平成29年度末4.68㎡/人となっている。		○:ある △:検討中 ×:ない		
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			京都市地域防災計画において、広域避難場所として位置付けている。		○:ある △:検討中 ×:ない		
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			軟式野球1面、少年野球4面、多目的グラウンド1面を確保しており、既存施設に代替できる能力はない。また、多額の経費が必要となる新規設置の計画はない。		○:ある △:検討中 ×:ない		
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)水際の部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動	駐車場としての利用については、引き継ぎ河川管理者と協議を行い、速やかに手続を進めていただきたい。なお、次年度の委員会にて報告されたい。(事務局より報告済み、128)	南西グラウンド部分については、H31年度中に返還を予定している。	運動公園として維持していきたいと考えており、転換計画等は考えていない。		○:ある △:検討中 ×:ない		
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			京都市環境政策局環境管理課には委員会での指図内容を共有するとともに、環境学習の相談を行っている。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない		
6	占用目的	占用目的が「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			野球場、多目的グラウンドとして使用しており、川らしい利用等には合致しないが、自然に囲まれた運動公園で子供がのびのびとスポーツをして成長していけばと考えている。		○:合致する △:一部合致する ×:合致しない		
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			優先して使用する場合は調整を行なったうえで使用してもらおうが、それ以外では自由使用グラウンドとして供用している。		○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用		
8		利用状況は占用目的に合致しているか			占用目的は公園であり、合致している。ただ、スポーツ施設であり、川らしい利用には合致しない。		○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない		
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			環境政策局環境管理課から生物多様性保全に関する資料を入手した際は、宇治川公園維持協議会に情報提供し、利用者に周知してもらっている。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない		
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等	要注意外来生物は放置してはいけなという考えのもと、トウネズミモチやメリケンソウの拡大を防止する具体的な方法を実践していただきたい。 占用地の下流域に隣接するヨシ原を利用した環境学習については、オオヨシキリやカヤネズミの生息範囲や繁殖時期に考慮した上、関係部局と連携して積極的な利活用を進めていただきたい。	トウネズミモチについては、順次伐採しており、公園内にある14本のうち、これまで7本の伐採を行った。必要な予算を確保し、引き継ぎ順次伐採していく。メリケンソウについては、現在設置している環境啓発看板とトイレに標示を行い、利用者への啓発を行っている。	施設周辺にはヨシ原が隣接しており、ツバメの集団ねぐらやオオヨシキリの集団生息が確認されている。また、カヤネズミの生息場所としても有名である。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない		
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・増水される区域を把握しているか			向島観測所の水位が0mを超える付近で全面均等に冠水し始める。台風の影響等を注視し、勢力が強い場合や水位が-2mを超えそうな場合に撤去しており、基本、前日まで撤去している。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない		

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)

●河川保全利用用チェックリスト(占用地 名称:20.宇治川公園)

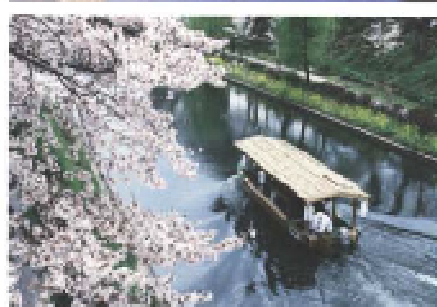
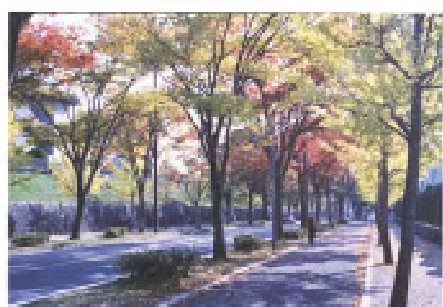
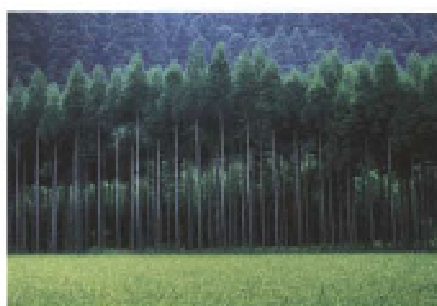
記入者:佐藤 純子(京都市文化市民局市民スポーツ振興室)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12		施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等			ヨシ原に生息・生育している動植物を捕獲しないこと、ヨシ原はツバメの生息場所、オオヨシキリの集団生息場所となっていることについて看板を設置し、動植物の保護を啓発している。				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等			占用区域内外の清掃活動を実施するとともに、占用区域外に立ち入らないようにしている。水際部について除草は行っていない。				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14		施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起を行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等			ヨシ原に生息する動植物の捕獲禁止、ツバメ・オオヨシキリの生息場所である旨の看板を設置、動植物の保護を啓発している。また、焚き火やゴミ捨て禁止、公園区域外での除草禁止を看板で呼びかけている。				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか			環境政策局環境管理課に委員会での意見を情報提供するとともに、生物多様性保全に係る市事業の枠組みの中で環境学習ができないか相談しており、協力して取り組んでいくこととしている。				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか	用具箱等の常置を解消すること。	用具箱等については、指導は継続しているものの、大会に必要な物品も多く、常置の解消には至っていないため、代替措置も含め、引き続き指導及び検討を行う。	占用区域外にある工作物については、中身を整理・移動中であり、完了後、すぐに撤去する。				○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)・トイレ、遺具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			用具箱等については、指導は継続しているものの、大会に必要な物品も多く、常置の解消には至っていない。現在、存置物品の整理・見直しを進めており、引き続き指導及び解消に向けた検討を行う。				○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか			支障になっていない。水際は切り立っており危険で近寄ることはできない。				○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			週末には、公園利用者(観覧者も含む)の車両が多くなるが、公園内に駐車場を整備したことにより、堤防上や付近道路への駐車はなく、歩行者等の妨げになるような事態はみられない。				○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			宇治川公園維持協議会との確認書・宇治川公園維持協議会会則において定めている。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			宇治川公園維持協議会との確認書において、除草、草刈り、清掃及び管理区域の遵守・河川環境保全について定めている。宇治川公園維持協議会会則においても除草、草刈り、清掃等について定めている。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			宇治川公園維持協議会との確認書・宇治川公園維持協議会会則において定めている。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】

京都市緑の基本計画

～きょうからつなぐ 地球のみどり～



平成22年3月
京都市



5 公園整備の目標（都市公園法施行令第1条に基づく）

国が定める公園の敷地面積の標準値を目指して整備を行います。また、既存の神社仏閣などの京都らしい緑の資産を活用し、都市公園として整備すべき目標値に届かない場合でも、実質的な緑を増やします。

市民1人当たり公園面積として、平成20年度末現在の4.68㎡から10㎡へとしていきます。

<都市公園等の確保目標の内訳>

都市公園等の確保目標	
種別	面積（ha）
都市公園等の目標面積	1,498 ha
整備済都市公園等	686 ha
今後整備すべき都市公園	812 ha

※1人当たり公園面積：1,498ヘクタール÷1,386,488人（2025年推定人口）＝10.8㎡



3 都市公園の整備方針

本市の都市公園面積は、国の都市公園等緊急整備計画（第1次～第6次）により、昭和47年（都市公園等緊急整備措置法の施行年）～平成15年の間に倍増しましたが、平成20年度末現在の本市の1人当たり公園面積は、目標値10㎡（国が定める公園の敷地面積の標準）に対し4.68㎡にとどまっており、依然として公園が不足している地域や、大きな公園がない地域があります。また、都市計画公園は、宅地化の進行などにより用地買収が進まず、長期間、整備が困難な状態が続いています。これらの現況を踏まえ、以下の方針により、公園を整備していきます。

（1）地域の核となる身近な公園の整備

- ①公園は、多世代の市民が利用し、地域コミュニティの核となる重要な施設であることから、地域要望を踏まえ、不足している地域を優先して、歩いて行ける範囲に整備します。
- ②既存の公園は、老朽化した施設の改修やバリアフリー化などにより、誰もが安心して、安全に利用できるよう、また、地域の活性化につながるよう、地域のニーズを踏まえながら再整備を進めます。

＜公園の種類と配置方針＞

種 類		配 置 方 針	
小規模	街区公園	主に日常的な利用を目的に整備します。地域の実情を踏まえて規模を設定し、利用しやすい身近な場所に配置します。	
中規模	近隣公園		
	地区公園		
大規模	運動公園	主に運動利用することを目的に整備します。 例：横大路運動公園，西京極総合運動公園	アクセスや周辺環境を踏まえ、広域的な利用ができるよう配置します。
	総合公園	市民の総合的な公園利用を目的に整備します。 例：岡崎公園，梅小路公園	
	広域公園	市域を超えた広域的な利用を目的に整備します。 例：宝が池公園	



（２）都市計画公園（都市計画法に基づく整備予定公園）の整備

市民のレクリエーションの場の創出や、都市の防災機能向上の観点から、都市計画公園の着実な整備を進めるとともに、長期間整備が進んでいない公園については、変更を含めた整備の方針の見直しを行います。

（３）市民との協働による整備と管理

ワークショップなどの住民参加により、安心・安全で地域のニーズに合った公園の計画を進めるとともに、公園愛護協力会との連携により、公園に一層の愛着を感じ、積極的に維持管理にも携わってもらえるような仕組みの充実を図ります。また、公園の整備が困難な場合は、市民との協働により、借地による公園の整備を図るとともに、市内に多くある社寺境内地や教育・文化施設等のオープンスペースとしての活用手法を、関係者の理解と協力を得て検討します。

ちびっこひろばについては、一定の条件を満たすものは公園として再整備し、市民との協働により、維持管理を行います。

京都市広域避難場所一覧

平成29年3月30日時点
P1

No.	名称	収容人員	面積 (ha)	所在地	北緯	東経
1	京都ゴルフ場舟山コース(西賀茂)	195,000	39.00	北区西賀茂船山	35.064243	135.736479
2	賀茂川右岸(御蔭橋より上流)	11,250	2.25	北区大宮榎ノ木町	35.061591	135.748678
3	大宮交通公園	6,000	1.20	北区大宮西脇台町	35.053459	135.743357
4	賀茂川右岸(上賀茂橋～葵橋)	20,000	4.00	北区小山北玄以町	35.045984	135.760796
5	金閣寺境内	5,000	1.00	北区衣笠金閣寺町	35.039225	135.731309
6	立命館大学衣笠キャンパス中央広場	6,400	1.28	北区等持院北町	35.033308	135.723240
7	洛星高等学校グラウンド	7,500	1.50	北区小松原南町	35.028195	135.728787
8	京都ゴルフ場上賀茂コース	195,000	39.00	北区上賀茂本山	35.066070	135.756724
9	鴨川右岸(賀茂大橋～丸太町橋)	15,500	3.10	上京区梶井町	35.025120	135.771005
10	京都御苑	173,500	34.70	上京区京都御苑	35.023161	135.763332
11	府立植物園 府立大学グラウンド	140,000	28.00	左京区下鴨半木町	35.046862	135.763071
12	宝が池公園	70,000	14.00	左京区松ヶ崎狐坂	35.057648	135.777968
13	京都大学北部構内農学部グラウンド	21,500	4.30	左京区北白川西町	35.032351	135.787411
14	鴨川左岸(賀茂大橋～丸太町橋)	13,500	2.70	左京区田中下柳町	35.024883	135.771979
15	岡崎公園	22,500	4.50	左京区岡崎最勝寺町	35.014322	135.782678
16	宝が池公園スポーツ広場	28,200	5.64	左京区松ヶ崎西池ノ内町	35.054113	135.774208
17	二条城	35,000	7.00	中京区二条城町	35.013970	135.748994
18	島津製作所三条工場北グラウンド	13,750	2.75	中京区西ノ京徳大寺町	35.012604	135.727800
19	円山公園(将軍塚周域)	39,300	7.86	東山区円山町	35.003970	135.782257
20	日吉ヶ丘高校グラウンド 東山泉小, 中学校東学舎グラウンド 泉涌寺境内	23,500	4.70	東山区泉涌寺山内町	34.978806	135.778343
21	山科中央公園 安祥寺中学校グラウンド 山階小学校グラウンド	10,050	2.01	山科区西野阿芸沢町	34.984348	135.811925
22	東野公園 山科中学校グラウンド	19,400	3.88	山科区東野八反畑町	34.976371	135.811464
23	龍谷大学グラウンド	26,800	5.36	山科区勧修寺南大日町	34.954795	135.805187
24	勧修寺公園 勧修中学校グラウンド	19,000	3.80	山科区勧修寺東金ヶ崎	34.966480	135.810315
25	京都薬科大学グラウンド	5,000	1.00	山科区御陵中筋町	34.990963	135.807332
26	梅小路公園	51,500	10.30	下京区観喜寺町	34.986726	135.746891
27	光徳公園 光徳小学校グラウンド 京都産業大学付属中学校・高等学校グラウンド	62,000	12.40	下京区中堂寺命婦町	34.998117	135.743556
28	殿田公園 凌風学園グラウンド	8,250	1.65	南区東九条下殿田町	34.977725	135.757710
29	上鳥羽公園(グラウンド)	8,500	1.70	南区上鳥羽仏現寺町	34.970850	135.750862
30	吉祥院公園(グラウンド) 桂川左岸久世橋上流	39,000	7.80	南区吉祥院新田下ノ向町	34.971272	135.724429

京都市広域避難場所一覧

平成29年3月30日時点
P2

No.	名称	収容人員	面積 (ha)	所在地	北緯	東経
31	塔南高等学校グラウンド	5,000	1.00	南区吉祥院観音堂町	34.966792	135.733465
32	陸上自衛隊桂駐とん地	5,000	1.00	南区久世高田町	34.965368	135.709443
33	桂川左岸(桂大橋～東海道線)	40,000	8.00	南区吉祥院堤外町	34.979755	135.717178
34	久世橋西詰公園	15,500	3.10	南区久世川原町	34.960097	135.723444
35	仁和寺境内	6,500	1.30	右京区御室大内	35.029026	135.713869
36	西京極総合運動公園	36,000	7.20	右京区西京極新明町	34.994162	135.714322
37	西院公園 デルタ自動車四条教習所 四条中学校グラウンド	19,250	3.85	右京区西院安塚町	35.001606	135.721846
38	桂川左岸(松尾橋～上野橋)	31,500	6.30	右京区梅津大縄場町	34.999066	135.694646
39	仏教大学グラウンド 堀川高等学校グラウンド 京都工芸繊維大学嵯峨キャンパス構内	90,000	18.00	右京区嵯峨広沢町	35.024664	135.689701
40	桂川右岸(嵐山公園～松尾橋～上野橋)	68,500	13.70	西京区嵐山東海道町	35.008698	135.687522
41	桂高等学校グラウンド	9,000	1.80	西京区川島松ノ木本町	34.972239	135.703896
42	桂川中学校グラウンド 川岡東小学校グラウンド 牛ヶ瀬公園	11,950	2.39	西京区下津林東大般若町	34.976256	135.716030
43	小畑川中央公園	44,850	8.97	西京区大枝東新林町	34.966296	135.675765
44	境谷小学校グラウンド 洛西中学校グラウンド 境谷公園	13,000	2.60	西京区大原野西境谷町三丁目	34.963324	135.673544
45	竹の里小学校グラウンド 大蛇ヶ池公園	11,150	2.23	西京区大原野東竹の里町四丁目	34.958074	135.673801
46	桂坂小学校グラウンド 大枝中学校グラウンド 国際日本文化研究センター	29,000	5.80	西京区御陵大枝山町二丁目	34.987245	135.664853
47	市立芸術大学	17,100	3.42	西京区大枝沓掛町	34.974911	135.662438
48	東山高等学校総合グラウンド	15,500	3.10	伏見区醍醐内ヶ井戸	34.963407	135.824156
49	京都府警察学校グラウンド 龍谷大学構内	15,000	3.00	伏見区深草塚本町	34.965416	135.767207
50	京都教育大学附属高等学校	18,000	3.60	伏見区深草越後屋敷町	34.950917	135.764524
51	京都教育大学構内	26,250	5.25	伏見区深草藤ノ森町	34.951304	135.773843
52	桃山御陵 伏見桃山城運動公園	108,500	21.70	伏見区桃山町古城山	34.939739	135.778781
53	伏見公園(グラウンド)	9,500	1.90	伏見区桃陵町	34.929197	135.766510
54	下鳥羽公園	9,500	1.90	伏見区下鳥羽西芹川町	34.943358	135.748604
55	三栖公園	11,000	2.20	伏見区下鳥羽六反長町	34.933565	135.752315
56	小栗栖中学校グラウンド 小栗栖小学校グラウンド	6,400	1.28	伏見区石田川向	34.941977	135.797994
57	栗陵中学校グラウンド 池田小学校グラウンド	5,600	1.12	伏見区醍醐池田町	34.946432	135.808856
58	春日丘中学校グラウンド 日野小学校グラウンド	6,250	1.25	伏見区日野谷寺町	34.938543	135.817284

京都市広域避難場所一覧

平成29年3月30日時点
P3

No.	名称	収容人員	面積 (ha)	所在地	北緯	東経
59	日野野外活動施設	7,850	1.57	伏見区日野船尾	34.934567	135.820895
60	向島南小学校グラウンド 宇治川公園	27,950	5.59	伏見区向島津田町	34.922604	135.762044
61	向島中学校グラウンド 向島二の丸小学校グラウンド 向島中央公園	10,450	2.09	伏見区向島二ノ丸町	34.917119	135.773977
62	向島藤の木小学校グラウンド 向島東公園	24,350	4.87	伏見区向島藤ノ木町	34.919503	135.778795
63	伏見北堀公園	18,650	3.73	伏見区桃山大蔵	34.941691	135.780854
64	羽束師運動広場	13,850	2.77	伏見区羽束師古川町	34.928762	135.731565
65	京都府警察自動車運転免許試験場	27,550	5.51	伏見区羽束師古川町647	34.923062	135.724205
66	横大路運動公園	64,000	12.80	伏見区横大路下ノ坪1	34.914221	135.734538
67	京都競馬場(駐車場)	60,500	12.10	伏見区葭島渡場島町	34.912487	135.727081
68	聖母女学院大運動場 深草中学校グラウンド	10,650	2.13	伏見区深草西伊達町	34.957397	135.773653



【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

平成 27 年度
宇治川河川保全利用委員会

平成 27 年 12 月 10 日

ものに従って書かれている訳ですね。その辺につきまして、変更点とか新しく加わった点も含めてご報告をいただきたいと思います。

2) 平成27年度 審議対象案件

2-1) 宇治川公園

○事務局（高橋） それでは、個別の審議に入ってまいります。議事次第でまいりますと、4の審議事項の2)でございます。本年度の審議対象案件、先ほどございました宇治川公園、それからかわきた自然運動公園の2件でございます。

審議の順番はそうございまして、各案件につきまして、まず事務局より審議対象案件の概要と自然環境条件、それから前回の審議の意見についてご説明をさせていただきます。

次に、事務局の河川管理者よりチェックシートの内容についてご説明致します。その後、前回審議の意見の対応につきましては、占用者の方にご説明いただきたいと思います。

それでは、1番目の占用案件の京都市様、文化市民局市民スポーツ振興室の方に前の席にお移りいただきたいと思います。

それでは、審議資料2の表紙を1枚めくっていただきますと、20番の宇治川公園というのがございます。本日のために作成していただいておりますものをお付けしております。

1枚さらにめくっていただきまして、2ページにこの施設の概要がございます。占用目的は運動場でございまして、左岸の43.8キロ付近でございます。

現在の利用形態につきましては、運動場が16面となっております。図面につきましては、後ほどついてございます。

都市計画の有無につきましては、京都市緑の都市計画に位置付けられております。

占用面積は約9万7,400平米でございます。

利用者数につきましては、平成26年度、昨年度の実績で4万6,761人となっております。

周辺の土地利用でございますけれども、宇治川の左岸側でございまして、そのすぐ下流側にヨシ原が広がっております。

自然環境につきましては、5ページ、3番の「施設の自然環境的状況」でございます。占用地及び周辺の自然環境の特徴だけ簡単に述べさせていただきます。

占用地の下流側にヨシ原、それからオギ群落を主体としました宇治川最大のヨシ原の「向島のヨシ原」が広がっております。ヨシ原やその周辺の草地では、鳥類の集団分布地、オオヨシキリとかツバメ、スズメ等の集団ねぐらが確認されています。

その下の方、「環境面から見た望ましい利用方針」とございますが、この占用地周辺のヨシ原に立ち入らないような制限、特にオオヨシキリを初めとする鳥類の繁殖期の4月から8月につきましては注意をしていただくということ。それから、多くの人が集まるような大きな音を出すなどは避けるということで、利用者の方に看板等で注意を促し

ていただくこと。それから、占有者が管理を行う区間につきましては、草の刈り残しを行ったり、占有地の外側の草刈りをする場合には、草丈を順に上げていくなどの手法の検討といった点が挙げられております。

1枚前の4ページに、前回、昨年度の保全利用委員会での委員の指摘の内容がございます。4点ございます。前回審議の意見としまして、1点目が、新たな駐車場としての利用については、過去の審議（全体面積を増やさないなど）の内容を踏まえまして、早急に対処して次年度の委員会で報告していただきたい。2点目につきましては、野球以外の利用を進める取り組みを市全体で取り組まれたい。3点目は、外来のトウネズミモチやメリケンソウ等の周辺の生態系に与える影響につきまして、自覚を持って調査等の対応に取り組むこと。4点目につきましては、占有区域を明確にする工夫をすること。以上の4点が前回の委員会の指摘でございます。

それでは次に、河川管理者よりご説明をお願い致します。

○占有者（京都市） 京都市の市民スポーツ振興室の施設担当課長の安田でございます。よろしくお願い致します。

まず、前回審議の意見と対応についてご説明をさせていただきます。その後、前回審議の意見と対応に関係する事項もありますので、チェックリストを含めまして、関係グループとの連携内容などを説明させていただきます。

まず1つ目の、駐車場としての利用に際して占有面積を増やさないとする過去の審議を踏まえ、早急に対処するとのことについてでございます。

前回の保全利用委員会の後、当公園を管理しております私ども、それから宇治川の公園維持協議会に対し、駐車場整備面積とグラウンドとの面積交換について、年間の各競技、野球大会の実施への影響を含めて具体的に検討をするよう依頼を致しました。その関係で、依頼をする上で、本年の10月28日に当室と協議会とで協議を行ったところでございます。この結果、生物多様性保全において非常に重要なヨシ原を保全するため、ヨシ原に隣接する公園南西のグラウンドを返還するという様なことで一応話を進めております。

返還面積は、駐車場整備面積約6,800平米に対しまして、グラウンド2面相当分約1万平米とさせていただきます。各野球チームへの周知、グラウンドの利用調整方法等、十分検討などを致しまして、大会実施への影響等々を把握・検討しながら、対応期間としまして3年いただきたいと、返還は平成31年度にしたいと考えております。

本市は、当然のことながら、宇治川の公園維持協議会におきましても、かねてからの課題解決に十分覚悟を持って挑む姿勢を示されております。軟式野球連盟各支部ともに調整済みの内容でございます。

以上の内容でご了解いただきたいと考えております。

2つ目の野球以外の利用についてでございますが、詳しくは後ほど説明致しますが、本市の環境政策局の環境管理課に環境学習の実施について相談を致しております。公園西側に広がるヨシ原がツバメの集団ねぐらの他、カヤネズミの生息場所としても非常に有名とのことで、宇治川公園を拠点にヨシ原に立ち入らせていただければ、非常に良い自然観察会が実施できそうだということで、環境管理課の自然観察会の候補地の一つとして活用が期待できると聞いております。

3つ目の外来種調査でございますが、こちらも後ほど協議内容をご説明致しますが、同じく環境政策局の環境管理課に相談を致しております。宇治川公園内だけでなく、ヨシ原などの周辺地域に一部立ち入らせていただければ、興味を持たれて調査に協力していただける学識経験者もいるのではと聞いております。学識経験者への投げかけなど、外来種調査の実施に向けて環境管理課の協力が得られることとなっております。

4つ目の占用区域の明確化についてでございます。占用区域外の不許可の工作物につきましては、工作物の中身の移動と、若干まだ残っておりますが、工作物自体を解体し撤去致しました。占用区域外の環境啓発看板につきましては、占用区域外である他、グラウンド外野付近にあることから、目にする人も少ないため、グラウンドを返還する際に利用者の目につきやすい内野に近い場所に確保させていただき、移動したいと考えております。

以上でございます。

続きまして、チェックリストについてご説明致します。

○占用者（京都市） 担当係長の村松でございます。先ほどの課長の説明とは重複する事項もございますが、昨年度ご意見をいただきました項目を中心にご説明をさせていただきます。

20ページからチェックリストになっておりますが、A3判の資料です。

No.4のところですが、川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画についてでございます。

前回、野球以外の利用を進める取り組みを市全体で取り組まれないとのご意見をいただいております。我々としては、引き続き運動公園として維持していきたいと考えており、転換計画等はございません。ただし、本市の環境管理課に保全利用委員会での議論について情報提供をさせていただいて、生物多様性保全に係る市事業の枠組みの中で環境学習ができないか相談しており、協力して取り組んでいくということにしております。

環境管理課との具体的な協議内容は、他のチェック項目に出てくる外来種調査も含めて参考資料にまとめておりますので、後ほど詳しくご説明させていただきます。

No.5の環境やまちづくりの関係部局との連携についてでございます。

こちらについても、本市環境管理課に環境学習や外来種調査に係る相談を行っており、実施に向けて協力していただけるということになっております。

No.6の川らしい利用、川でなければならない利用についてでございます。

野球場、多目的グラウンドとして使用しており、川らしい利用には合致しておりません。ただ、宇治川公園は自然に囲まれた非常に環境の良い運動公園ということで、これは利用者也宇治川公園維持協議会の方も持っている思いでございます。土日の野球大会の他、平日の夕方には近隣に住む小学生がボール遊び等をするために集まってくるといったようなこともあり、自然環境に恵まれた運動公園において子供が伸び伸びとスポーツをして成長していってこれればということで、我々や宇治川公園維持協議会の方はこうした思いを持っております。

No.9の川らしい利用、川でなければならない利用に関する取り組みについて、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているかについてでございます。

本市の環境管理課から生物多様性保全に関する資料、色々市民向けのパンフレットとか研修会とかをされておりますので、そういった資料を入手した際は、宇治川公園維持協議会に情報提供をして、利用者等に周知をしております。また、環境管理課の方と協力して環境学習を実施できないか、検討の方を開始しております。

No.10の占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているかについてでございます。前回、外来種が周囲の生態系へ与える影響についての自覚を持ち、調査等に取り組むこととのご意見をいただいております。

公園周辺にはヨシ原が隣接しており、ツバメの集団ねぐらやオオヨシキリの集団生息が確認されていることと、あと本市環境管理課に確認しましたところ、カヤネズミの生息場所として非常に有名な場所だということでありました。外来種調査につきましては、環境管理課の事業にかかわりのある学識経験者にご協力いただき実施できないか、環境管理課の協力を得て検討を行っているということで話をしております。

No.17の占用区域外の使用についてでございます。前回、新たな駐車場の利用に関し、占用面積を増やさないなどの対処を行うこと、占用区域を明確にする工夫をとのご意見をいただいております。

前回もご審議いただいた占用区域外にある工作物、小屋でございますが、現地視察の際に実際にご確認をいただきましたが、既に解体を行って撤去しております。また、駐車場整備面積約6,800平方メートルとの等面積交換ですが、ヨシ原保全も勘案し、平成31年度に、ヨシ原に隣接する南西グラウンド2面分約1万平方メートル、駐車場の整備面積より約3,000平方メートル多いということになります、これを返還致します。

占用区域外の環境啓発看板につきましては、後ほど図面の方を用意しておりますので、そこでも説明させていただきますが、返還予定の南西グラウンドに看板を移設する場所だけを確保させていただいて、ヨシ原保全及び効率的な環境啓発を考えて、人の目につきやすいグラウンドの内野近くに移設をしたいということで考えております。

それでは、参考資料01、24ページをご覧くださいませでしょうか。これが等面積交換について図示した資料ということになっております。

公園南西の水色の網かけ部分、これはグラウンド2面分でございますが、こちらを平成31年度に返還致します。その際、黄色の丸い点で示している箇所に、これが占用区域外になりますが、環境啓発看板、これは今グラウンドの外野部分にあるんですけども、残るグラウンドの内野部分の方に移設をしたいということで考えております。返還する際に、看板を建てる場所だけ確保させていただいて、移設の方をさせていただきたいなということで考えております。今まで外野部分ということで人が集まりにくい、外野で守備をされる方ぐらいしかなかなか人が行かないという状況だったんですが、内野付近に設置することによって、人が集まってしやすい場所ということになりますので、試合中でも見ていただけるということで、こちらの方に移設をしたいということで考えております。

次に、参考資料02、26ページをご覧くださいませでしょうか。こちらが、先ほどから出ていました環境管理課との調整内容をまとめております。

3点にまとめておりますが、まず1点目、環境学習についてでございます。

環境管理課から聴取した内容としましては3点ございます。1点目は、環境管理課では、自然観察会のような事業の実施を検討している。ただ、自然観察会はさまざまな場所で実施することになるので、毎年宇治川公園でという訳にはいかない。2点目、宇治川公園に隣接するヨシ原は、カヤネズミの生息場所として有名であり、宇治川公園を集合場所等の拠点として使用し、ヨシ原の一部でも立ち入ることができるなら、非常に良い自然観察会ができる。3点目、また、小学校の申し出があった場合に限られるが、小学校の授業で環境学習を行う際の専門家を派遣する支援事業を行っているため、近隣の小学校にこの制度を利用してもらい、環境学習の場として宇治川公園で実施するということが可能だと思われる。近隣の小学校に制度案内をすることは可能であるということ聞いております。

環境管理課の方も、この話で相談に行った際に、前向きに応じてくれておりまして、ヨシ原への立ち入りが可能か、こちらの市民スポーツ振興室の方で確認した上で協議を継続しましょうということによってもらっております。つきましては、ヨシ原への立ち入りがそもそも可能なのか、また、もし可能であるなら、その際の注意点等がございましたら、また教えていただきたいということで考えております。

2点目、外来種調査についてでございます。

同じく3点にまとめております。1点目ですが、京都市環境審議会生物多様性保全検討部会の委員なら、どこにどんな外来種があるのか、一定把握できるのではと思う。この検討部会ですが、京都市の生物多様性のプランがございますが、そういったプランを策定する時に審議をいただいている委員の方々ということになっております。2点目ですけれども、隣接するヨシ原に一部立ち入らせてもらえれば、検討部会の委員も喜んで協力してくれるかもしれない。3点目、ヨシ原への立ち入りが可能か確認していただければ、環境管理課から検討部会の委員に確認してみても良いとのこと聞いております。こちらにつきましても、同じくヨシ原への立ち入りが可能か、可能な場合はその注意点等ありましたら教えていただきたいなということで考えております。

次に3点目、生物多様性保全に係る市事業の周知についてでございます。

公園利用者への環境学習の他、本市における生物多様性保全に関する事業の周知にもなりますので、環境管理課が市民向け資料等を作成された場合は、我々の方に情報提供をいただいて、宇治川公園維持協議会に情報提供をしております。

8月10日に、次に記載しております市民向けの資料が4点ございますが、こちらの方を協議会の方に送付して周知をしております。生物多様性プランリーディング事業ということで、「みんなで選ぶ「京都生きもの100選」」への投票募集ということで、これは環境管理課の方で行っておられる事業ですが、本市に生息する生物や生育環境保全の取り組みなどの中から、市民にとって身近な自然や大切に残したいと思う生物等を投票により選定するといった事業のことで、その投票してもらう募集案内ということの資料でございます。

2点目が、「生物多様性保全の取組について」という資料なんですけど、これは市民や事業者に参加いただける保全活動であるとかの取り組みを周知するための資料になっております。

3点目、「生物多様性保全のために」ということで、市民に生物多様性保全のために

できることがあることを周知するための資料となっております。

4点目が、「平成27年度版 京の生きもの発見ガイド」ということで、市民に市内公園や身近な自然に触れてもらい、さまざまな生物を知って親しんでいただくためのもので、動植物を紹介するといった資料でございます。こちらの方の4点を協議会の方にも周知をさせていただいたということでやっております。

以上でございます。

○綾委員長 今のご説明ですが、あとのチェックリストの写真とか、こういうのが参考資料にある訳ですね。

それでは、審議の方に移りたいと思います。今のご説明に対して、特に前回審議の意見についての対応ということを書いていただいておりますけれども、その辺のことにつきましてご審議いただけたらと存じます。

○光田委員 26ページの2番の外来種調査について、一般のヨシ原を含めてそういう参加者がヨシ原保全に協力するというのは非常に良いことなんです。ただ、この前ここで指摘したのは、それは良いことだけれども、具体的にトウネズミモチやメリケントキンソウについてということを表に出したのに、ピンぼけになっていませんかと。

要するに、この前も現場でちょっと見させてもらったら、トウネズミモチがたわわに実をつけておりました。あれは意図的に持ち込んだか、あるいはもとあったものを意図的に残したか、どちらかですよ。外来生物の鉄則として、意図的なものはすぐ撤去する。つまり、切ればしまいなんです。かわりのものを植えさせて下さいと、それは事務局さんに了解を得る必要はあるかと思いますが、あれを切るには、別に専門家も何も関係ない。切ればしまいです。ほっておくと、小鳥が種を運んで周辺に生えてきますから、それは大迷惑なんですね。だから、それは切ればしまいなんですよ。

メリケントキンソウについては、意図的であろうと思いますが、例えば私が暗に言ったというのは、例えば5月から6月にかけて種子が熟して、それが靴の裏なんかにくっついて運ばれるんですが、参加者に5月か6月にその靴裏のチェックをしたかどうか。皆さん、靴の裏を見て下さい、底にこんなものが刺さってたら、それを取ってからグラウンドの外へ出て下さいよとか、これは簡単なことなんです。いつごろ熟すかは、ネットで調べたらもう簡単に出てきますし、未熟なうちは突き刺さらないし、外れにくいんです。だから、そういう風な公園以外に持ち出さないという、それを徹底したか。

これはヨシ原には生育できませんので、ヨシ原は全然関係ないです。だから、それをするか、あるいはグラウンド整備のローラーみたいなのがあって、道を平坦にしますよね。あれに例えば机の上にかぶせるようないわゆるゴムマットか、あの程度の固さのものをぐるっとローラーに巻き付けて、そしてグラウンドをズズッとやりゃあ、5月、6月なら種がいっぱい突き刺さりますよ。そういう風なことをしたかどうかです。

これも専門家は何も関係ない。ローラーにゴムをつけるぐらいですから、それは100万もかからない。10万あったら御の字ぐらいじゃないですか。そういうことで簡単に対策がとれるのに、ピンぼけの答えに終始しているということは、やる気がないのかなあという、ちょっと私はそれは心外であって、その点ちょっと考慮をお願いしたいですね。

以上です。

○綾委員長 今回の話は、チェックリストの10番の話ですね。

○光田委員 ええ、そうです。外来種のトウネズミモチとメリケンソウを挙げたというのは、これは早急に対処して、何にも専門的な知識は要らない。時期の把握と、そういう注意を参加者に促して靴底のやつを取るとか。それは被害を受けるのは公園の参加者でありまして、全然ヨシ原には関係ないです。

その辺のことをできるだけ、色々な公園がありますから、そういうところに極力拡大させないような配慮を早急をお願いしたいと、その程度のことであって、専門家とか会議に諮るとか、そんな仰々しいものでは一切ないです。当然、予算を執行する場合には会議に諮らないとあかんでしょうけど。そういうことだったんですよ。

ちょっと私の意図が伝わってなかったら、それは私自身からおわびしますが、簡単なことです。木を切るのと、そういう棘のある、本当は果実ですが、あれを除去するという、それは参加者にも伝え、あるいは京都市さんの方でもローラーとか色々なものを使って5月か6月にできるだけ撤去する。これは参加者の安全のためでもあります。そういうことを心がけたい。そうしないと、他のところにもどんどん移りますよということであって、これは義務に近いと思って下さい。

以上です。

○綾委員長 だから、拡大の発生源になるということですよ。

○光田委員 そうなんですよ。まだこれは非意図的だと思いますから、そんなにきつくは言わないけど、しかし放置すれば……

○綾委員長 どんどんそこが基地になって外へ広がっていく。それは公園外も含めてですね。

○光田委員 そうなんです。特に靴の裏です。それはもう本当に、グラウンドを使い終わったら靴底を皆さん見て下さいということを徹底すれば、かなり防げることなんですよ。だから、よろしくお願いしますと思います。

○綾委員長 例えば資料ですね、こういうのを渡したとかで4種類ぐらい出してましたけれども、計画のための資料という様な形で、注意するようとか、そういうような資料も含めて出して欲しいと、そういうようなことも考えられる訳ですね。

○光田委員 実際口で言うのは、全部に徹底するのは難しいですから、入り口にそういう注意を促す看板と、それからパンフレットを置いておくとかね、何かそういう風なことをすれば、そんなに難しいことではないと思いますね。

○綾委員長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

あと何点か、ヨシ原への立ち入りが許されるかというのが環境政策局のことでありましたが、河川管理者の方にちょっとお尋ねしたいんですけども、ヨシ原への立ち入りというのは、あそこは入会権とか、そういう形のものが設定されているのでしょうか。ヨシ刈りの業者が入ってますので、その人たちが権利的なものを持っているのかどうかということも含めてですが、いかがでしょうか。一般には自由使用という話で、特に大きな影響を与えるようなことがなければ……

○光田委員 鵜殿なんかだったら、狭いヨシ原のすき間行ったら、上半身裸の男が寝ててどきっとすることがあるぐらいで、勝手に入ってますよね。良いことかどうか知りませ

んけど。

○河川管理者（松原） ヨシ原につきましては、特段規制はございません。ただ、確かに委員長おっしゃったとおり、ヨシ刈りをする業者がうちの方に届け出てきて、この範囲、いついつということでうちの出張所と打ち合わせした上で刈っているという様な現状はございますけれども、あそこに対しての権利関係というのはそれぐらいで、誰々のものであるとか、勝手に入ったらだめというのはうちはやっていませんので、立ち入ることは可能だと思います。

○河川管理者（増田） 立ち入りそのものについては自由使用ということで、入ってくれたら良いし、実際はヨシ刈りの業者さんもいらっしゃいますので、時期とか場所とかの調整というのはしておかないと、後日トラブルのもとになるというのがありますから、そこら辺が分かりましたら、ちょっとそれをよく話して仲良く決めてよとかいうぐらいの調整はやれるかなと思います。ただ、もしも立ち入ることがあったら、切り込んで順路を作るような感じで入るのかとか、縁から見るのかとか、それによって全然思いが変わってくるんですけれども、そこら辺、逆にどんなふうな立入調査とかというのが分かったらというのがあるんですけど。立ち入って順路を作って良いのかなとか、その辺、ちょっと私も今分からなくなって……。

○河川管理者（松原） どういう立ち入り方が好ましいのか、もしお教えいただければ。

○綾委員長 まあ、踏み分け道程度のものはありますしね。だから、そういうのをわざわざ自分で草刈り機か鎌みたいなもので切り開いて入っていくというのも含めてなのか、色々ありますわね、レベルは。

○光田委員 私の立場から申し上げますと、ヨシ原を奥へ入ったからといって、珍しいものがあるものではありません。やっぱりエッジです。要するに端っこです。あれ、踏み分け道のところ、光の当たるところには残っていることがあります、下手に入ると、方向性を見失って出られなくなるおそれもあります。

最近では、普通はGPSあるいはスマホで地図が出ますから、以前ほどではなくなりましたが、それでも、視界が全くきかない中でどっちへ行ったら良いか分からない。かといって、好きな方向に行こうとしても、簡単に行けるような状況でない場合があります。そうすると、場合によったら遭難するというこも出てきます。

なので、すいすい通行できるような幅のものをやるとなると、これはやはり事務所さんに断らないとだめだと思います。したがって、大きな車が通るような道がヨシ原の周辺部にはございますから、そこだけ周辺部を見たら、ほぼ希少種を含めそれは把握できますが、外来種のセイタカアワダチソウなんかは結構奥にある場合もあります。そういうものの駆除に関係するんだったら、新たなルートを作る義務はあるかもしれませんね。主催者としてはですが、遭難を防ぐという意味で。

以上です。

○福井委員 26ページの「環境学習について」というところですが、カヤネズミの生息場所では有名で、それを子供たちの環境学習の場にもしてあげたいという気持ちはすごくよく分かります。ただ、ここはオオヨシキリの生息場所でもありますので、それを考えてみると、その時期を考えて子供たちを入れていくようなことをしなければ、鳥類に対しての影響が非常にかかってきます。

ただ見せるだけじゃなくて、学ばせるとても良い場所ではあるんですけども、場所のその場ですね、どこまで入って良いのか。コアな部分は基本置いてあげて欲しいというのが私の考え方です。

というのも、オオヨシキリの生息場所はそんなに多くはありません。ですから、それに対してのプレッシャーを与えるような行動は厳に慎むべきだろうと思います。できればゾーニング、バッファですね、影響の与えられない場所、だからへりの部分だと思うんですが、そこらあたりまででしたら見学しても良いだろうとか、学習のために使って良いだろうというのは判断できるんですけども、できるだけ生息する場所を置いてあげるのと、季節ですね。カヤネズミも冬になれば動きが遅くなりますので、基本、やっぱり夏の方がよく動いてますから、子供たちにとっては、見るにはとても良い時期は夏のシーズンぐらいだとは思うんですけども、ちょうどそれと重なってしまったりするので、そのあたりもよく考えて対応しないと、非常に残念な結果になってしまうだろうと思います。

先ほど光田先生がおっしゃった植生のことも、調査といっても、簡単に多分考えていらっしゃるかもしれませんが、サンプルの数も相当要るようになってきます。へりの部分はどれだけ必要なのかとか、あと、その方向ですね。太陽の当たる場所がどのあたりかとか、東の方なのか、西の方なのかというのもやはり大きな違いも出てきますので、やはりサンプルが結構、つまりコドラートの数は結構必要になってくるかなと思いますので、片手間でできるような調査で済ますのではなくて、やるのであれば、しっかりと植生をとるような形をとらないと、外来種の調査にはならないと思います。

これが一つのスタンダードになれば非常に良いとは思うんですけども。

○光田委員 良い取り組みだと思いますよ。福井先生、オオヨシキリというのは、私、鳥はあんまり詳しくないんですが、縄張り宣言を含めて、繁殖時期というのはいつごろになりますか。

○福井委員 4月から6月が一番ピークだとは思うんですが、7月、8月もちょっとバッファ的に置いていただいた方が。

○光田委員 そのころは暑くてとても……。しかし、カヤネズミの方は10月いっぱいぐらいまで繁殖期ですから、それを過ぎないと。3メートル、4メートル近付いても、もう巣から逃げ出しますし、神経質ですね。振動を与えてはならない。だから、できるだけ11月の中旬以降ぐらいの方が良いのかなという気はしますね。

○福井委員 あと、26ページの3番の周知に関してですが、市民の方向けの発信であったり研修会とかをされるというのはとても良いことではあると思います。加えて、地元の小学生とか子供たちに授業の中に組み込んで少し教えてあげるようなことをしてあげた方が、もっとヨシ原に対しての考え方とか、ここの河川敷に対しての市であったり取り組みが見えて、子供たちも理解できるのではないかなと思うのですが、いかがですか。ちょっとそのあたりは教育委員会の方になってしまうのかもしれませんが、そういうのがあったということをお願いしたい……。

○綾委員長 1番のところに、環境学習についても積極的に環境管理課の方でやっていただけるようなことがありますので、そちらの方にもまた今日の議論を伝えていただいたら良いと思います。

○占用者（京都市） 環境の方と教育の方はまた別ですので、その辺、どういったやり方でしていくかというのは相談を、検討していくことは大事なと思いますので、その辺ちょっと考えて、またやっていきたいと思います。

○綾委員長 他にございませんでしょうか。

懸案の駐車場の整備の話、24ページに図面を出していただきまして、看板も含めて、31年度にはこういう具合の形にしたいということですね。それで、青いところを返還して、緑のところを新たに占用すると、そういう形ですね。

これに出てきているということは、事務所さんとも相談してこういう形になっているということで、事務所もこの案でいこうという意味だとは思っておりますけれども、それでよろしいですね。

特に環境からは、できるだけヨシ原は避けたいということで、影響の少ない堤防側の方に駐車場を作った方が良くないですかという様なことは申し上げて、上・下流の方に車、上流側にも車をとめているところが多かったのも、そんなのはちょっとどうかなという様な話で、こういう形かなということで意見を申し上げたようなことはあったと思いますけれども。

○河川管理者（増田） 河川管理者としては、従前このところに車があふれ返っておったりとか、無秩序というか、あちこちに車がとまっておったというのもあったし、川の縁まで車が行くとかいうのも、この緑色のところで一定整理ができるというんだったら、それはそれでルール、マナーができるということになって、それによって、逆にグラウンド、水色の部分、今回特にヨシ原の部分ですけれども、ここが調整できて川に返るというんだったら、それはそれで一つの案かなという形で理解はしております。

○綾委員長 あとは、地元の方から駐車場が少ないということもあったのかも分かりませんが、あふれ出して周辺の住宅地の通路にいっぱいとまっていて困ったという様なことから、ここでも意見として出されたことがあったんですけれども、そういうことはこれで解消するんですかね。

○占用者（京都市） 今、現に解消しておりますので、そういった苦情はいただいております。

○河川管理者（松原） 今のところ、この駐車場の交換の案が今回まで出てきませんでしたので、駐車場の方は実際のところ許可がなかった状態なんですけれども、今後、31年度の返還までは暫定的な許可という形でうちとしては出していきたいと思っておるんですけれども、その辺はよろしいですかね。

○綾委員長 法的な手続の話ですね。

○河川管理者（松原） そういうことです。実態的にはもう使っているんですけれども、許可の話は出ていないので、そちらの方も暫定的なものとして、31年度までは継続して許可をしていくという形で対応していきたいと思っております。

○綾委員長 このことは上の委員会に上げておいた方が良いでしょうね。無許可の状態がずっと続いているという形、こういう話は知らなかったら、それだけぽっと流れていってもまずいし、返還ということで……

○河川管理者（松原） 返還という条件で、そうですね。

○河川管理者（増田） 実験手法でやってみて、一定成果が出そうで、しかも返ってくる

ところも出てきて、交換する箇所も決まりましたと。

○綾委員長 だから、良い方向で話が動いている訳で、悪いのをそのまま放置しているという話ではないですね。

○河川管理者（松原） ちょっと時間がかかったので、その辺が手続上のストップがあったということです。

○綾委員長 この話はいつも、今年はちょっと遅かったけれども、つい前に連絡会があった訳ですね。あの時にでも、来年どうするか、いつあるかよく分かりませんが、上げてもらっても良いんじゃないかなという気はしますけれども。

あと、期限的には31年度に返還だから、32年の3月いっぱいぐらいまでには決着がつくと、そういう解釈でよろしいですね。

○占用者（京都市） はい。

○綾委員長 大分まともな運用に進んできたとは思いますが、いかがでしょうか、その他に。

○福井委員 ここはまだよく分かっていないんですが、駐車場は無料で使用できるという形なんですか。

○河川管理者（松原） そうです。

○綾委員長 占用者が占用地を駐車場として利用することになりますので、今までは運動場、グラウンドとして利用ということだけで出ていたもので、多分占用目的も一部変わるんですかね。あるいは、地目はグラウンドとなるけれども、あとは駐車場というのが入ってくるとか、そういうような形になるんですね、多分。

○福井委員 車をここに置いたままで使わない方がいるという可能性もあるんでしょう。そういうことはないんですか。

○占用者（京都市） それは、協議会で管理している者がおりますので、その辺は全部排除できます。

○福井委員 夜になればもう排除できるという形ですか。

○占用者（京都市） はい。

○福井委員 今後ここを管理されていくということで、例えば環境に対しては相当プレッシャーをやはり与えますので、本当だったら賃料を徴収して、その金をヨシ原の保全であつたりとかいう風に考えたんですけども、余りそれは言わない方がよろしいんですね。

使う方がある程度の負担をするのは当たり前だと私は思っているんですけども、そういうものに対しての「環境税」ではないですけども、そういう形をとれるのであれば、ある程度、先ほど先生がおっしゃったように木を切るであつたりとか、在来種に対しての防止であつたりとかに使えるのではないかと思います。余り取る方ばかり考えても良くないのかもしれませんが、出すお金を考えると、そういう手を使う方が、実質この金はこう使ってますということを使用者にも分かっていると、周知もできやすいかなと思ったりはするんですけども。

○光田委員 行政側が借り上げたものでそういうお金を取るというのは、手続上は——あ、そうか、南山城の大河原のところは、要するにあそこでバーベキューをする人とかから駐車料金取っとるわね。

- 綾委員長 管理料とかで取ってます。
- 光田委員 だから、取れない訳ではないのか。私では分かりませんが、どうなんですかね。
- 綾委員長 京都市全体でこういうスポーツ施設の利用ということについて、市も府も一緒なのかも分かりませんが、私はちょっと詳しく知らないけど、利用料金の話もあるし、利用金はどうなっているのかという話も、どういう具合に使うかという話があって、宇治川のことについてはなかなかグレーなところもまだあるんですけども、詳しく私も承知してないんですけども。
- 光田委員 ゲートがありますから、一般の方が誰でもとめられるという訳ではないですね。閉め出されますからね、夕方ひょっとして。
- 綾委員長 ゲートの入・退場の話については、一応鍵の管理というのは協議会の方でされてたんですよね。
- 占用者（京都市） はい。しっかりしてます、それは。
- 綾委員長 ですから、懸念されているような車の置きっ放しとか、そういうことは今までなかったですね。
- 占用者（京都市） ないです。
- 綾委員長 それで、これから多分ないであろうという話なんですけれども。
あそこは、私の誤解かも分かりませんが、利用料金等を取っているのか、取っていないのか、あるいは実際協議会が管理されているので、その費用をどういう具合に捻出されているかという話も、ちょっと私は詳しくは存じないんですけども、京都市さんの方で何かご存じですかね。
- 占用者（京都市） 利用料金は一切取っておりませんので、もちろん野球で使用される方にしろ、平日ふらっと来はる人であるにしろ、無料で使っていただけるということになっています。
駐車場も有料にするとかになると、色々お金を取ると、ゲートの開閉の話がやっぱり出てくるので、お金を取ったら。やっぱり皆さん自由に出入りできることを望まれると思うんです。そうすると、新たな苦情を我々もまた抱えないといけなくなってしまうので、あの地域であその場所です有料の駐車場というのは、正直、我々の感覚としてはちょっと難しいかなと思っています。
- 綾委員長 目的としては、公園利用者のための駐車場ということは明確ですよ、これは。だから、それ以外には認められないということでございます。
- 淀川本川なんかでも、利用者が占用地の中へ車が入ってきて、野球とかは道具とかがあるので、そのまま入って、それでどないなってるのかなと不思議に思うような光景は見るんですけども、そういうことがないようにということで、駐車場をちゃんと用意するという話と思っております。それでよろしいですね。
- 占用者（京都市） はい。
- 綾委員長 委員の先生方からは他にございますでしょうか。
あと、河川管理者による確認とか、河川管理者による意見とかというのがございますけれども、河川管理者の方から今のご説明に対して何か確認しておきたいとか、言っておきたいとかということはいかがでしょうか。

○河川管理者（増田） 一点あるとしたら、これはあくまでも手続の話なんですけれども、従前いただいている申請書と許可書の関係ですね。今回この駐車部分を含めて変更という形でいくのか、それとも駐車場の分だけ今回別途で受けるのかというところは、一遍また状況でご相談させていただけたらと思います。

○占用者（京都市） 分かりました。

○河川管理者（増田） はっきり言いまして、駐車場だけの占用というのは、言葉じりから言ったら非常に抵抗感がありますので、グラウンドその他の変更という形で、しかも将来はこうなるという委員会でのご報告内容込み込みで出した方が後々良いかなと、分かりやすいかなと思いますので、そこら辺ちょっとまたご相談させて下さい。

○河川管理者（寺内） もう一点、先生方にもお聞きしたいことがあるんですけれども、トウネズミモチのことで、京都市さん、切るような計画にされるんですかね。

特に先生方からアドバイスいただきたいのが、ちょっと調べたんですけれども、トウネズミモチは要注意外来生物で第4類になっていると。多分彼らの的には、施設台帳とかで管理を木一本一本しているの、多分財産処分とかをやられないといけない。うちも一緒なんですけれども、多分そういう手続も発生したり、切るための予算とか。ただ切るだけであれば、利用者に切ってもらおうというものもあるとは思いますが、そこら辺の緊急度みたいなものを少しアドバイスしていただければ、切らないといけない認識とかが高まるのかなと。もしそうではないということであれば、多分予算との関係とか、あと利用は野球でやっているの、ボールが外に行かないようにあえて低木を植えてるとかということも多分あると思うので、そこら辺ちょっとアドバイスをいただけると……。

今日、メリケントキンソウも含めて、国営公園もそうなんですけれども、ちゃんとやらないといつまで経っても変わりませんので、アドバイスいただけると助かるなと思うのですけれども。

○光田委員 財産処分って、確かにそれはあり得ることですが……

○綾委員長 トウネズミモチ自身はかなりあそこは古いですね。20年ぐらい経ってるような木ばかりですね。

○光田委員 そうですよ。恐らく植えたんだろうと思うんですけど、グラウンドの間にありますから。

○綾委員長 人的に植えて、一旦植えちゃうと、いわゆる河川敷って、何にもないフラットなところは人が嫌うから、何か木があった方がうれしいとかいうような形で、なかなか切りづらいところがあって、利用者とか占有者が切れない。切りたくないという気持ちが何かあるんですよね。

○光田委員 だけど、大体のやつを事務所を通して間引きさせてもらうとか、手はあると思うので。ただ、要注意外来種に指定されているものを放置するというのは、それはやっぱりゆゆしきことだという自覚は必要です。

どうしても切らなアカンかという、切らずに済む手はあるんですよ。つまり、あれは果実を小鳥が食べて広げて、そうして巨大になる、普通のトウネズミモチは。だから、要するに花が咲いたら、その花が咲いてる枝のところを全部落としてしまえば、つまり剪定ですね。そうすれば、もう実は今年中はつかないということになりますから、やろうと思えば、剪定だけで済むことは事実ですが、はしごがないと剪定はやりづらいです

ね。

○綾委員長 時期も必要ですね。

○光田委員 だから、花の咲いた後で、実が熟す前だったら小鳥は食べませんから、2カ月や3カ月のスパンでそれは切れる訳。だから、そういう手はありますよ。

切るのがどうしてもめんどくさいというのなら、それは業者さんに頼んで、要するに花の咲いてる時が一番分かりやすい、白い花ですからね。実が付くと、緑色の時期は枝の葉っぱの色と似てるから、それはやっぱり分かりにくい。だから、花の時期が良いけれど。要するに、公園でやってるように、要するに落ち葉が嫌だと思ったら、早目に枝を切るでしょう、ケヤキなんか全部。あれと同じように、枝を全部払ってしまったら良いんですよ。そうしたら、あれにまた芽吹きますから、毎年そういう切り詰める形でやっていけば、別にあの木を切るというふうなことは必要ないと思いますよ。

○占用者（京都市） 剪定という方法と、それからもとから切っちゃうという方法があると思うんですけども、もとから切って、置いておいて、実生ばえというか、そういうのはまた芽吹いてきますね。

○光田委員 広葉樹ですから、もとから芽吹いてきて、もちろん毎年切り詰めれば、いずれはへたりますけどね、栄養を作れないから。ただし、2回切った、5年経って見たというと、結構また大きくなって、やぶみたいになってますよ。それはやっぱり毎年やらないとだめです。

○綾委員長 だから、あそこの木も、トウネズミモチも、あんまり大きくならないように刈り込んでるやつもあるんですけども、実が付いてますよね、やっぱり。あんまり木が大きくなれないようにという意味で剪定していると思うんですけども、大きな木もそのまま放置されてるやつもあるし、協会側のところに置いているようなところは、割と背丈よりちょっと大きいぐらいで切ってるんだけど、やっぱり実が付いてましたからね。

○光田委員 やっぱり小まめに、花が咲いたらそこを切るということを心がけないと、実が付くんです。

○河川管理者（寺内） 具体的にどうされるのかというのを考えておいた方が良くかなと思います。特にトウネズミモチは造園樹木で結構使うじゃないですか。だから、我々もそうなんですけれども、余り抵抗がなく植えた歴史も多分あると思うんです。

○光田委員 そういうのはいっぱいありますよ。京都府さんが、太陽が丘でしたかね、運動公園にオオキンケイギクという特定外来のやつを、それ指定以前に植えていたから、まあまあ別に責任を問う訳じゃないけど、指定されてからあそこに植わっているということが発覚して、職員全員で抜かれたそうですよ。これはやっぱり立派なことで、お金をかけないという意味もあるんでしょうけど。そういう指定がされたら、やっぱり放置というのは良くない。そこは善処していただきたいとは思いますが。

○綾委員長 発生源になって拡大源になったりするというのは、やっぱり避けるようにするのが利用者だと思いますね。

○光田委員 意外と自覚がないんですよ、一般の市民も。だから、オオキンケイギクを未だに植えているところがありますが、それはやっぱり行政が植えたまま放っておくというのは良くないです。

○占用者（京都市） 分かりました。早急に対応策を考えます。

○綾委員長 今、駐車場の話と外来種の話にご意見を出していただいたんですけれども、その他でも結構でございますので、宇治川公園に関しましてご意見はございますでしょうか。

今出た意見は、事務局の方でまとめていただいて、後でまた報告していただきます。

よろしければ宇治川公園の審議はこれで終わりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、京都市さん、ありがとうございました。ご苦労さまでございました。

２－２）かわきた自然運動公園

○事務局（高橋） それでは続きまして、２件目の案件でございます、八幡市のかわきた自然運動公園でございます。

八幡市様、前の席にお願い致します。

かわきた自然運動公園でございます。資料の４２ページ以降になっております。

４３ページに、施設の概要が記載されております。占用目的は公園でございます。右岸の３７キロ付近でございます。ちょうど宇治川と桂川の間に挟まれた背割堤のところの根元でございます。

現在の利用形態と致しましては、運動場が野球場３面となっております。都市計画の有無と致しましては、都市計画決定がございます。

占用面積は２万２,７３０平米、利用者数につきましては、平成２６年度は１,２４５人でございますけれども、平成２２年、２３年、２４年ぐらいは９,０００人ほどが利用されております。急速に減っているというのは、このページの一番下にございますけれども、平成１６年の台風２３号、それから平成２５年、２６年と立て続けに台風の被害に遭っておりまして、現在復旧工事をしているために閉園しているということで、人数が減っているという事情がございます。

４５ページに、自然環境的状況がございます。占用地及び周辺の自然環境でございますけれども、ちょうど三川合流点の右岸側に位置しまして、宇治川と桂川に挟まれた場所でありまして、周辺にはカヤネズミやキツネなどの小型哺乳類が確認されております。

環境面から見た望ましい利用方針としましては、これらの小型の哺乳類等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る等のことがございます。

１ページ前の４４ページの真ん中あたりに、「前回審議の意見と対応」という欄のところでございます。前回審議は平成２４年の委員会で行われました。この時にご指摘をいただきましたのが５点ございます。１点目が、環境の維持管理は清掃等の美化活動だけでなく、生物多様性の保全であることを意識して維持管理されたいということ。２点目が、宇治川、桂川を守るための利用として、河川レンジャーと連携した学習の機会等を作ることを検討されたい。３点目は、占用地周辺の自然環境の保全のために、八幡市の環境部局と連携されたい。４点目は、ヌートリアを代表とする外来種は放置しておく問題なので、外来種に関する意識を高めるため、市民への情報提供や外来

■過年度審議結果のレビュー

平成16年 委員会

- ✓ 維持管理協議会は実質的に野球連盟であり、野球利用に限定されたいびつな利用となっていると言わざるを得ない
 - ✓ 河川敷のグラウンドをきれいに整備してスポーツ振興を図ってきた経緯は認めるが、自然との関係を今後どのようにしていくかを真剣に考えていかなければならない
 - ✓ 委員会の原点に立ち返って、環境の視点を取り入れた方向転換をしていかなければならないこと、従来の申請では通らないことの認識を持っていただきたい
 - ✓ できれば縮小案も視野に入れたひとつ踏み込んだ提案を期待している
- ⇒ 伏見区民グラウンドの利用規則は、野球連盟の右京支部が中心に使うものとなっているため、宇治川公園の使用規則との整合を図りながら是正していく方針
- ⇒ 管理費を徴収しているという経緯から一挙になくしていくことは難しいが、広く利用していただけるための一定のルールづくりをしていく必要があると考えている

平成17年 委員会

- ✓ 野球連盟以外の利用者が利用可能なルールづくりに関する具体的な情報の提示がない
 - ✓ 校庭開放の活用について、教育委員会などと話をすれば方向性が出るのではないか
 - ✓ グラウンドの縮小の方向性について、庁内検討組織ではその方向性を有しているのか
 - ✓ 環境という視点から河川の中はできる限り自然を再生したい
- ⇒ 野球連盟が費用を出して管理してきた経緯がある。今後ルールづくりをしていきたい
- ⇒ 自然環境の重要性を認識し、グラウンド以外への立ち入りの制限や自然環境保全の意識付けを行う。無許可拡大部分の利用は既に禁止した。今後も除草はせず、跡地の環境や自然教育を考慮した利用に関係者と検討する。
- ⇒ 縮小の方向性については、公園整備を行っていく中で念頭に置きながら進めていくということを組織として伝えていきたい。

■過年度審議結果のレビュー

平成19年(第1回)
委員会

- ✓ 許可せずに運用している2年間というのは法的にはどういう位置付けになるのか
- ⇒ 特に進展はない。次の許可期限の際に、より濃密なご審議を賜りたい。
- ✓ 自由使用の場所でのグラウンド利用をなくすことについて、占用許可条件と要望に明示すること
 - ✓ 天然記念物が生息している場であり、是非守っていただきたい。自由使用の場所で安全に産卵できる環境を保全・整備することを検討してもらいたい
 - ✓ 生態調査や航空写真なども資料として提示願いたい
- ⇒ 検討する

平成19年(第2回)
委員会

- ✓ 施設の利用実態を的確に把握し、誰でも理解しやすい資料に整理して、あらためて委員会に報告すること。
- ✓ 占用区域外での一体となった利用実態を是正すること。
- ✓ 一般市民にとって公平性、機会の均等性が保証されるべきであり、特定の利用団体が優先して使用することのないルールづくりに取り組むこと。
- ✓ 施設の利用及び維持管理にあたっては、新たな施設拡充等の行為を行うことなく、河川環境の保全・再生に一層配慮すること。
- ✓ 堤内地でのグラウンド確保に努めるとともに、占用区域の縮小を念頭に河川環境の再生に向けた取り組みを検討すること。以上の条件・要望に対する取り組み状況を把握するため、新たな占用期間は3年間とされたい。

■過年度審議結果のレビュー

平成22年 委員会

- ✓ 更新にあたっては、占用申請者に以下の①から⑥の項目について指導すること。
- ✓ ①占用区域外での当占用施設と一体となった利用実態を是正する
- ✓ ②一般市民に公平なルールづくりに取り組むこと。
- ✓ ③新たな施設拡充等の行為を行うことなく、河川環境の保全・再生に一層配慮すること。
- ✓ ④上流側に隣接する自由使用グラウンドは使用しないこと。
- ✓ ⑤人と川とのつながりを重視した本施設の利用と管理にあたること。
- ✓ ⑥堤内地でのグラウンド確保に努めるとともに、占用区域の縮小を念頭に河川環境の再生に向けた取り組みを検討すること。

平成24年 委員会

- ✓ 河川レンジャーと連携した学習の機会等をつくることを検討されたい。
- ✓ やむを得ず占用地の外側の草刈りする場合には、生物の生息環境に配慮して草丈を順にあげていく手法があり、これについても検討されたい。
- ✓ 駐車場への乗り入れ台数を極力減らすように、利用者に指導されたい。
- ✓ 不許可の工作物を撤去し、占用区域外に設置されている看板を移設すること
- ⇒公園周辺が貴重な動植物の生息場所であることを意識し、管理区域を遵守し、環境保全に努めることを念頭に、清掃活動を行っている。
- ⇒環境学習としては啓発看板の掲示を行っている。
- ⇒草丈を順にあげていく手法について、草刈りの担当とともに検討する。
- ⇒駐車場への乗り入れ台数を減らす指導している。
- ⇒不許可の工作物について継続的に指導する。占用区域外の看板の移設の検討も含め、改善に向け取り組んでいく。

■過年度審議結果のレビュー

平成26年 委員会

- ✓ 新たな駐車場としての利用について、早急に対処し、次年度の委員会で報告すること。
- ✓ 野球以外の利用を進める取り組みを市全体で取り組まれない。
- ✓ 外来のトウネズミモチやメリケンソウ等が周囲の生態系へ与える影響についての自覚を持ち、調査等の対応に取り組むこと。
- ⇒駐車場整備面積約6,800㎡に対し、グラウンド2面、約10,000㎡を返還することとした。返還時期は、3年後の平成31年度としたい。
- ⇒占用区域外の不許可の工作物(繁み内の小屋)は、撤去した。啓発看板は、現在はグラウンド外野付近の占用区域外に立てており、目にする人が少ないため、グラウンドを返還する際に、利用者の目に付きやすい内野付近に啓発看板を立てる場所を確保し、移設することとしたい。

平成27年 委員会

- ✓ 駐車場としての利用については、引き続き河川管理者と協議を行い、速やかに手続きを進めていただきたい。なお、次年度の委員会にて報告されたい。
- ✓ 用具箱等の常置を解消すること。
- ✓ 要注意外来生物は放置してはいけないという考えのもと、トウネズミモチやメリケンソウの拡大を防止する具体的な方法を実践していただきたい。
- ✓ 占用地の下流側に隣接するヨシ原を利用した環境学習については、オオヨシキリやカヤネズミの生息範囲や繁殖時期に考慮した上で、関係部局と連携して積極的な利活用を進めていただきたい。
- ✓ 占用期間は3年とする。

26.かわきた自然運動公園

記入者：八幡市役所道路河川課 木花

番号	26.かわきた自然運動公園	占用目的	公園	許可受者	八幡市	場所	淀川桂川合流地点・淀川右岸 37.0k 付近
----	---------------	------	----	------	-----	----	------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の 利用形態	野球場（3面） ※サッカーコートと併用	都市計画 の有無	都市計画決定あり （都市公園として位置付け）
占用面積	22,731.38 m ²	付帯施設等	事務所 1 棟 便所 1 棟 物置 2 基 ベンチ 12 基 ダストボックス 1 箇所 看板 3 箇所 バックネット 3 箇所 サッカーゴール 1 対
許可の経緯	<当初許可> S59.4.9 <許可期限> H31.7.31	利用者数	平成 25 年度 3,550 人 平成 26 年度 1,245 人 平成 27 年度 3,895 人 平成 28 年度 4,045 人 平成 29 年度 2,859 人 ※実際の利用人数を現地にてカウント、集計。
堤内地・ 堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の 土地利用の 状況	・ 占用地付近の堤外地は、上下流とも自然の形態である。		
関連諸計画 における 占用地の 位置付け	・ 第 5 次八幡市総合計画では、市民生活に定着した河川公園の自然と調和した整備の促進をはかる地域と位置づけている。 ・ 八幡市都市計画マスタープランでは、「広域観光・レクリエーション拠点」として位置づけている。 ・ 地域防災計画では、緊急時に大型ヘリコプターが離着陸できる指定地として位置づけている。 ・ 八幡市みどりの基本計画では、「みどりの拠点」として位置づけている。		
その他 特記事項	・ 青少年を中心とした地域住民に健全な集あふ場として、河川敷地の整備を行ったもの。 ・ 平成 16 年 10 月の台風 23 号、平成 25 年 9 月の台風 18 号、平成 26 年 8 月の台風 11 号、平成 27 年 7 月の台風 11 号、平成 29 年 10 月の台風 21 号、平成 30 年 7 月の豪雨でも被災し、復旧工事を行っている。		

番号	26.かわきた自然運動公園	占用目的	公園	許可受者	八幡市	場所	淀川桂川合流地点・淀川右岸 37.0k 付近
----	---------------	------	----	------	-----	----	------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占有の 必要性	・当該施設は、年間 3,000 人以上（過去 5 年平均）の利用者があり、市民の交流の拠点として、地域住民に親しまれながら、身近な運動広場として益々重要になっており、また市内で硬式野球が出来る唯一の場所であることから必要不可欠であり、引続き施設を維持する必要がある。 ・一人当たりの公園面積現状：7.67㎡/人（平成 30 年 4 月 1 日現在、街区公園以上の面積） ※公園整備目標なし ・各種計画にて、「広域観光・レクリエーション拠点」、「みどりの拠点」、「緊急時のヘリ離発着地点」と重要な位置付けをしている。 ・当該施設は恒久的な占有である。	
管理状況	・管理主体は、公益財団法人八幡市公園施設事業団（指定管理者）である。 ・利用規則を設けている。 （利用に当たっての注意事項、禁止事項を施設内に掲示。） ・主な管理内容（管理規則等で規定）は、以下のとおりである。 ・利用者の予約受付（先着順）を実施している。 ・天気予報により洪水が予測される場合は、便所、物置、バックネット等の付帯施設を占有地外に移動させている。 ・洪水時の撤去訓練を年 1 回（出水期前）実施している。 ・その他：施設点検、除草作業、清掃作業、グラウンド維持作業（適宜実施）	
利用状況	・硬式野球チーム（1 団体）が、年間を通じて利用しており、他団体からの利用の申し込みも受け付けている状況。 ・京都府警本部、八幡市消防などの防災訓練にも使用している。 ・場内への車両乗入れについては、乗り合い等で乗り入れ台数を減らす指導を行っている。	
前回審議の 意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	・メリケントキンソウの果実（種子）を公園の外部に持ち出さない方法を利用者に啓発していただきたい。 ・ヌートリアの目撃情報の収集等についても、積極的に取り組んでいただきたい。 ・占有期間は 3 年とする。	・「八幡のまちの小さな仲間たち 2016」という市内の生物生体調査報告書でも希少種や外来種の説明をしている。 ・現地に自然啓発看板の設置をするなど、利用者への自然保護啓発に努めている。
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	・八幡市内の生物生体調査報告書「八幡のまちの小さな仲間たち 2016」を活用した自然環境学習などを検討している。 ・上述した生物生態調査報告書に基づき、自然啓発看板を設置した。 ・平成 29 年度に自然観察ハイクという三川合流域の自然を紹介するイベントを行った。	
その他		

ランク：A

番号	26.かわきた自然運動公園	占用目的	公園	許可受者	八幡市	場所	淀川桂川合流地点・淀川右岸 37.0k 付近
----	---------------	------	----	------	-----	----	------------------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境		・ 占用地はグラウンドとして整備されている。 ・ 三川合流点の右岸に位置し、宇治川と桂川に挟まれている。 ・ 宇治川側にはヤナギ林が、桂川側には落葉広葉樹林と未舗装の道ができています。 ・ 周辺でカヤネズミやキツネなどの小型哺乳類が確認されている。
自然環境上重要な場所		
水際の状況	水域までの距離	・ 占用区域から高水敷ののり肩までの距離：約 10m ・ 高水敷ののり肩から水域までの距離：約 15m
	水面との高低差	・ 約 8m
環境面から見た望ましい利用方針		・ 小型哺乳類等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	26.かわきた自然 運動公園	占用 目的	公園	許可受者	八幡市	場所	淀川桂川合流地点・淀川 右岸 37.0k 付近
----	-------------------	----------	----	------	-----	----	----------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

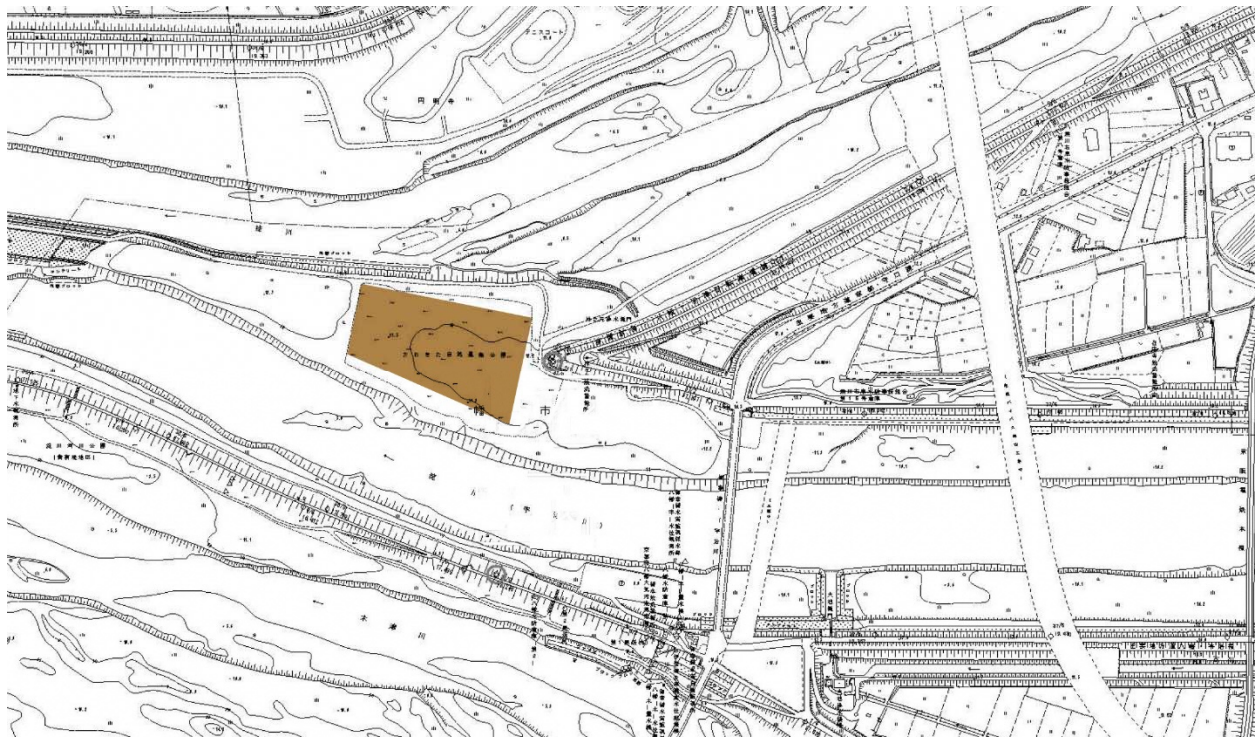
ランク：A

番号	26.かわきた自然 運動公園	占用 目的	公園	許可受者	八幡市	場所	淀川桂川合流地点・淀川 右岸 37.0k 付近
----	-------------------	----------	----	------	-----	----	----------------------------

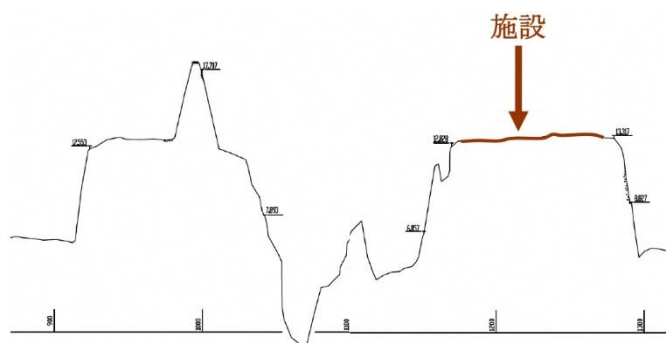
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：36.8k)



(H30. 9. 6 事務局撮影)

ランク：A

番号	26. かわきた自然 運動公園	占用 目的	公園	許可受者	八幡市	場所	淀川桂川合流地点・淀川 右岸 37.0k 付近
----	--------------------	----------	----	------	-----	----	----------------------------

(写真撮影者：委員会事務局)



(H30. 9. 6 事務局撮影)

【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:26.かわきた自然運動公園)

記入者:木花大地(八幡市役所道路河川課)

No	確認の要点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占由者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			第5次八幡市総合計画では、市民生活に定着した河川公園の自然と調和した整備の促進をはかる地域として位置づけている。 ・八幡市都市計画マスタープランでは、「広域観光・レクリエーション拠点」として位置づけている。 ・八幡市みどりの基本計画では、「みどりの拠点」として位置づけている。			○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			八幡市地域防災計画では、緊急時に大型ヘリコプターが離陸できる指定地として位置づけている。大型機が離陸できる所は、市内で3箇所のみである。			○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			・計画は無い。 ・市内で硬式野球ができる唯一の公園であり、また既存施設においても、利用予約を多数受け付けているため、当該グラウンドの代替施設としての利用は難しい。			○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 等 ・河川敷内で場所移動			・計画は無い。 ・現在は、硬式野球チームが年間を通して継続的に利用しているため、現状のグラウンドを縮小することは難しい。 ・近年頻繁に河川増水による冠水被害を受けているため、可能ならば冠水頻度が少ない他の河川敷内への移動が望ましいが、現実的には難しい。			○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			・八幡市環境保全課、八幡市教育委員会などと連携し、自然環境学習などの実施を検討している。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			・自然環境啓発看板の設置により、利用者に周辺環境への配慮を呼びかけを検討している。			○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			・年間予約は年に2回抽選会を行い、窓口での通称予約は先着順での受付を行っている。また、京都府の公共施設案内予約システムにより、インターネット上で広く一般の方からの利用を受け付けている。			○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			・当該施設は「運動場」として占用許可を受けており、硬式野球場等として利用している。			○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			・河川レジャーなどと連携し、自然環境学習などの実施を検討している。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			「八幡のまちの小さな仲間たち」(2016年更新)という市内の生物生態調査報告書により、野鳥、昆虫等の生息を把握している。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・撥乱される区域を把握しているか			・南側(幸治川側)が北側(桂川側)より低い。近年は桂川からの越流により冠水被害を受けている。 ・平成16年10月の台風23号、平成25年9月の台風18号、平成26年8月の台風11号、平成27年7月の台風11号、平成29年10月の台風21号、平成30年7月の台風でも被災し、復旧工事を行っている。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:26.かわきた自然運動公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占由者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12		施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等			・従来の自然環境を破壊することなく、環境に配慮して施設利用を行っている。				○：配慮している △：検討中 ×：配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等			・定期的に清掃、除草を行い、自然環境の保全に努めている。				○：配慮している △：検討中 ×：配慮していない	
14		施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起を行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等			・自然啓発看板設置などにより、周辺の自然環境への配慮の呼びかけを検討している。				○：行っている △：検討中 ×：行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか			・関係部局と連携を取り、生物生態調査報告書、自然啓発看板などを活用した自然学習会の開催を検討している。				○：行っている △：検討中 ×：行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			・設置されていない。				○：設置されていない △：設置される場合がある ×：設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			・占用区域外は使用していない。				○：使用していない △：使用している場合がある ×：使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか			・グラウンド利用時はボールが飛び交うため、水辺へのアクセスの支障となる場合がある。				○：支障はない △：支障になる場合がある ×：支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			・迷惑な利用はない。				○：迷惑な利用はない △：迷惑になる場合がある ×：迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			・管理運営規則を定めている。 ・利用ルールを定めている。				○：定めている △：検討中 ×：定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			・使用後の清掃、ゴミの持ち帰り等の指導を行っているが、管理運営規則・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する明確な項目は無いため、見直しを検討している。				○：定めている △：検討中 ×：定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			・指定管理委託の仕様書に記載。 【利用ルール】 施設利用手続き時に説明を行っている。 ・現地看板にて利用ルールを周知して				○：定めている △：検討中 ×：定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

平成 27 年度
宇治川河川保全利用委員会

平成 27 年 12 月 10 日

○占用者（京都市） 分かりました。早急に対応策を考えます。

○綾委員長 今、駐車場の話と外来種の話にご意見を出していただいたんですけれども、その他でも結構でございますので、宇治川公園に関しましてご意見はございますでしょうか。

今出た意見は、事務局の方でまとめていただいて、後でまた報告していただきます。

よろしければ宇治川公園の審議はこれで終わりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、京都市さん、ありがとうございました。ご苦労さまでございました。

２－２）かわきた自然運動公園

○事務局（高橋） それでは続きまして、２件目の案件でございます、八幡市のかわきた自然運動公園でございます。

八幡市様、前の席にお願い致します。

かわきた自然運動公園でございます。資料の４２ページ以降になっております。

４３ページに、施設の概要が記載されております。占用目的は公園でございます。右岸の３７キロ付近でございます。ちょうど宇治川と桂川の間に挟まれた背割堤のところの根元でございます。

現在の利用形態と致しましては、運動場が野球場３面となっております。都市計画の有無と致しましては、都市計画決定がございます。

占用面積は２万２,７３０平米、利用者数につきましては、平成２６年度は１,２４５人でございますけれども、平成２２年、２３年、２４年ぐらいは９,０００人ほどが利用されております。急速に減っているというのは、このページの一番下にございますけれども、平成１６年の台風２３号、それから平成２５年、２６年と立て続けに台風の被害に遭っておりまして、現在復旧工事をしているために閉園しているということで、人数が減っているという事情がございます。

４５ページに、自然環境的状況がございます。占用地及び周辺の自然環境でございますけれども、ちょうど三川合流点の右岸側に位置しまして、宇治川と桂川に挟まれた場所でありまして、周辺にはカヤネズミやキツネなどの小型哺乳類が確認されております。

環境面から見た望ましい利用方針としましては、これらの小型の哺乳類等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る等のことがございます。

１ページ前の４４ページの真ん中あたりに、「前回審議の意見と対応」という欄のところでございます。前回審議は平成２４年の委員会で行われました。この時にご指摘をいただきましたのが５点ございます。１点目が、環境の維持管理は清掃等の美化活動だけじゃなくて、生物多様性の保全であることを意識して維持管理されたいということ。２点目が、宇治川、桂川の環境を守るための利用として、河川レンジャーと連携した学習の機会等を作ることを検討されたい。３点目は、占用地周辺の自然環境の保全のために、八幡市の環境部局と連携されたい。４点目は、ヌートリアを代表とする外来種は放置しておく問題なので、外来種に関する意識を高めるため、市民への情報提供や外来

種生息に関する市民からの情報収集のあり方についても検討されたい。5点目、占用地そのものの良好な樹林を活かした環境学習の場としての活用や、占用地下流の豊かな自然環境を活かした観察公園等の利用についても検討されたい。以上の5点の指摘がございました。

以上でございます。

○綾委員長 ありがとうございます。

それでは、八幡市さん、ご説明願います。

○占用者（八幡市） 八幡市のまちづくり推進課の東でございます。よろしくお願い致します。

前回ご指摘いただきました内容につきましては、若干類似の内容もございますので、項目をまたがった説明ということになるかと思うんですけれども、1点目の、環境維持については清掃等の美化活動だけでなく、生物多様性の保全であることを意識して管理されたい、また2点目の、宇治川、桂川の環境を学ぶための利用として、河川レンジャーと連携した学習の機会等を作ることを検討されたいという様な内容につきましては、従前もご説明申し上げましたけれども、八幡市は平成5年に「八幡市のまちの小さな仲間たち」という小冊子を出しておりまして、それにつきましては、添付しております資料の64ページ、資料②-2で、実物はこの本になります。その時にご指摘いただいて、かなり時間が経っているのだという様なご意見もあったかと思うんですけれども、その後、本市の方で平成26年、平成27年の2年にわたって、この本の改訂のために調査をしているところでございます。平成27年度末には改訂版を出すという様なところで、今その調査を進めているところでございます。

「八幡市のまちの小さな仲間たち」という小冊子ができれば、またそれに伴う教育なんか環境保全部門、また教育委員会と行っていくという様な計画をしております。

また、夏に淀川河川公園の背割堤地区で毎年七夕まつりという祭りをやっているんですけれども、そこには河川レンジャーから出しているブースがありまして、来訪いただいている方に川にすむ生き物でありますとかのPRをしてもらうという様な場も設けております。今年で七夕まつりについては7回ございましたが、毎回河川レンジャーの方を窓口にしましてブースを設置しての市民PRというか、来場者PRを兼ねた教育——教育という言い方は良くないんですけれども、そういう周知を図るような取り組みを今現在しているところでございます。

次に、占用地周辺の自然環境の保全のために環境部局と連携をされたいということについては、まさに今、八幡市の環境保全部という課があるんですけれども、そこと我々まちづくり推進課、公園の担当部局でこの本の改訂の作業を現在進めているところでございます。

今回、次の4点目にも連結するんですけれども、ヌートリアを代表とする外来種を放置しておくとか問題がある、外来種に関する意識を高めるための市民への情報提供や外来種生息に関する市民からの情報収集のあり方について検討されたいということで、この本の中に外来種部門みたいなものを作って、そういうもののPRもできたら良いのではないかという意見もあるので、今、その中で外来種の項目ですね、そういうのが設けられないかという様なことで内部的に環境保全部門と調整を進めているところでござい

す。実際現地におきましては、外来種は何やというのがちょっと我々もつかみ切れないんですけども、少なくともヌートリアを見たよという様な情報は得ておりませんので、いるのか、いないのか分かりませんが……

○河川管理者（松原） います。

○占用者（八幡市） いますか。公園の管理をさせております八幡市公園施設事業団からも、ヌートリアがいてるよというのは、うちの方にも耳には入ってきてなかったもので、そのあたりはどうなのかという具合に思っていたところでございます。

次の、占用地そのものの良好な樹木を活かした環境教育の場としての活用や、占用地下流の豊かな自然環境を活かした観察公園等の利用についても検討されたい。これについても、同じようなことなんですけれども、今現在、資料でお示ししておりますところの63ページに看板が建っております。これはよその占用させていただいているところの看板ですけれども、これと同様のもの、また占用の範囲を示すような杭、ここまでが占用範囲だよということが分かるような杭、これの設置について、平成28年度に向けた、つい最近ありました予算要求のところには載せて、予算が通れば、そういう現地に対しての看板設置という様なことも対応してまいりたいと思っております。このことで、占用地も明確に分かるし、占用地にどんなものがあるのか、あるのかという様なことも来場者に対する周知もできるのかなという具合に考えているところでございます。

以上5点、前回ご指摘をいただいてからこれまでの取り組みということでございます。

○綾委員長 以上ご説明をいただきましたけれども、何か委員の皆様方からご質問等ございましたら、お願い致します。

○光田委員 ヌートリアの件は、確かに公園とは関係ないことです。要するに、三川合流のあたりの水が淀みがちのところあたりには非常にたくさんおりまして、中には大谷川を経て色々なところへ来ているのではないかと、そういう通報もあります。これ、早朝と夕方になって活動するもので、市民の関心がなければあんまり通報されないですね。だから、京都府さんの方はちゃんとヌートリア目撃例という、外来種目撃情報のそういうところまで作っておられて、それは登録できるようになっておりますから、できるだけそういう京都府さんの外来種情報を参照していただきたいと思います。

八幡市あたりは非常に多いところです。

○占用者（八幡市） 大谷川では見たという話はよく聞きます。

○光田委員 そうなんです。あれから上流の防賀川の方まで来るとか、それで京田辺まで来ているという話もあるんですが、それは私、見たことないです。

しかしながら、そういうところがあって何がいけないかというのは、基本的には二枚貝を食うという、そうすると在来タナゴに大きな影響を与える。

これは通報がものすごく重要です。公園利用者がちょっと川を見れば、変なビーバーみたいなのが泳いどったぞという通報も非常にありがたい。それだけでも違うんですね。あるいはその目撃回数によって固体数の増減がある程度推測できるということもあります。この間の桂川の大氾濫によって、桂川水系のものはかなりがくっと減ったという話があります。海へ流されたんでしょうね。

しかしながら、今後も増えるかもしれませんし、あそこの河川公園からは、両側水面が場合によったら見えますから、そういう風なことで、一応利用者にそういうのを目撃

したら、京都府さんなり、うちでも良いがという形で通報をお願いしたいという、それぐらいのことでしょうね。

○占用者（八幡市） 了解しました。

○綾委員長 他にございますでしょうか。

先ほどの京都市さんの時にも出たんですけど、この前に視察に行った時も、メリケン トキンソウの話がありましたね。それで、やはり京都市さんの時に言ったように、それが外へ出ないようにというか、利用者の靴の裏とか、同じようなそういう注意をやっぱりやっていただく必要が……。

○光田委員 そうですね。もう繰り返しませんが、同じようなことです。啓発の方をお願いしたいということですね。

○河川管理者（松原） トキンソウ是一年草なんですか、それとも根は残るんですか。

○光田委員 トキンソウ是一年草だと思いますよ。少なくとも私が観察した限り、あれが多年草ということはなくて、秋の初めに芽生えて、そして花が咲くのが3月から4月、種子が熟するのが5月から6月、そして夏には枯れるという、そういうライフサイクルを持っております。

○福井委員 ヌートリアの問題に戻って申し訳ないんですが、捕獲して駆除していくという方向性はあんまり考えていらっしゃらないんですか。

○光田委員 公園利用者にそういうことまで言うのはちょっと筋違いかなとは思いますが。もちろん、行政が別に取り組まれるというのなら大いに賛成ですが。

○福井委員 周辺の環境でカヤネズミがいたりとかいう形で、カヤを使った場合なんかに、ヌートリアは巣を作りますので。

○光田委員 そうなんですけど、ヌートリアがヨシのそういうのは——しかし、オギの根を場合によっては食べているかしらんけど、あんまり……。

○綾委員長 オギとかはよく食べますね。

○光田委員 いや、根茎で甘めのものなら何でも食うっていうんですけど、むしろ農業被害とか、あるいは二枚貝を食べるというので問題になっているくらいであって、オギ、ヨシを含めて、あんまり河川植物自体に——マコモは別かな。

○綾委員長 マコモは大好きですね。

○光田委員 マコモは大好きです。あれはもうほんと、ぼりぼり喰いますけど、あれがある限りは、だけど、三川合流あたりにはマコモはないですね。

○綾委員長 ないですね。

○光田委員 ひょっとしたら大谷川にあったかしらんけど、そういう意味では、むしろ二枚貝、あるいは野菜とか、そのあたりのことなんでしょうね。だから、ちょっと河川公園あたりの関係者にそういう話をするのは酷じゃないのかな。行政で別個に取り組まれるべきことだと思いますよ。

○綾委員長 四方さん、何か府の方でヌートリアの情報はございますでしょうか。

○四方委員（奥野委員代理） 一応、山城地域というか、京都府の丹後を除く部分で協議会を作っておりまして、アライグマとかヌートリアを捕獲して処分していきましようという様な取り組みを進めておりますので、またそちらの方でお話はさせていただくことになると思います。

○綾委員長 河川管理者としては、そこの東高瀬で何頭か捕獲したという様な話もあるし、一応は調査とか捕獲とかはやっておられるんですね。という具合に私は聞いておるんですけど。

○光田委員 河川財団からそういう風なある程度のお金を出して調査というのはありましたね。

○綾委員長 事務所がやらせてるんでしょう。やらせてるって言ったら失礼だけど、委託して出しているんでしょう。

○河川管理者（寺内） おっしゃるとおりです。うちの管理課か河川環境課の方でおそらくやっているんだと思いますね。一度何か、公園の協議会関係者の中でも、左岸だったと思うんですけど、ヌートリアを見たとか言っていたような気もするので、調査は多分やっていますね。

勝手に処分したらだめなんですよ。

○綾委員長 なかなか素人でできない、あれだけ大きな動物になると。

○綾委員長 いやいや、要するに狩猟免許で箱わな設置の許可をとれば誰でもできますし、箱わなだったら、誰でも許可がおりるという風に思っておいて構わないと思います。

○河川管理者（増田） 捕獲に関したら、ヌートリアの捕獲のためにという申請は今年、大阪府域で何件かあって、それは市役所経由で。それで、移動させたらいけないので、その場で殺すんだということでした。

○綾委員長 そうです。

○河川管理者（増田） それからまた、別個の捕獲のやつで野犬関係、それはもう特定外来じゃなくて、野犬が危ないからというので保健所の方から来てとかいうのは、時々、いついっどこにこんなのを置いて、こうするからよろしくという連絡をいただいてというのは、うちは知らない、それはまた事故のもとですので、教えて下さいと、置くんだったら置いて下さいという形でやっております。

○光田委員 特定外来種は、生きたまま移動は法に触れますから、それはその場で殺す。後はどうしようが勝手みたいですね。肉が非常においしいことで有名ですから、それ目当てにやってる人もいます。

○綾委員長 その他に何かございますでしょうか。

利用そのものにつきまして、冠水の影響で利用者が非常に少なくなっていて、ごみ掃除も大変だったということでございますけれども。

前回審議の意見については今お答えいただいたような話で、色々な部局とやっているという話です。

チェックリストは、まだご説明いただいてないですけども、似たような話になりますかね。

○占用者（八幡市） チェックリストは、占用している者がチェックリストの確認をするというのはどうなのかなと。従前の時は国交省さんの方でいただいていたと思っているんですけど。内容的には、先ほどご指摘いただいた内容と類似のことになるのかなと思うんですけども。

○綾委員長 チェックリストのところは自ら確認していただくということが大事だと思って、書いていただいておりますので。

○占用者（八幡市） なるほど。

○占用者（八幡市） まちづくり推進課の多賀と申します。

チェックリストの内容につきまして、前回の審議の対応状況以外について、簡単にですけれども、ご説明させていただきます。

No.4の川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるかということについてでございます。

これにつきましては、現時点では計画はございません。八幡市内には硬式野球チームが1団体ありまして、それが年間を通じて利用していることもあって、あとは、市内に硬式野球のできるところがこのかわきた自然運動公園だけになります。そういった点からも機能の移転はちょっと難しいということと、先ほどお話に出ましたけれども、3年連続で冠水の被害を受けてますので、当然その被害を受けないようなところへの移転というのが望ましいんですけれども、現実的には難しいところがあるのかなという風に思っております。

次、No.7の特定利用者・団体に限定せず、公平な利用ができていくかという点でございますけれども、こちらにつきましては、年間の予約、抽選会を年2回ほど行いまして、それで市が主催している行事とかは優先的にとるんですけれども、その抽選会の中で予約をとってもらおうという形になっています。その予約抽選会が終わった後は、各施設の窓口であったり、京都府の方でインターネットで公表されてます予約システム、そちらの方なんかでも案内して、利用の促進を進めているところでございます。

チェックリストは、簡単ですけれども以上です。

○河川管理者（増田） 冠水して使えない間、野球の人は八幡以外にどこかへ出て、八幡で野球できなかったということですね。

○占用者（八幡市） ありがたいことに、前回もそうですし、今回の冠水もそうなんですけれども、芝の生えてないところが主にえぐり取られているということで、芝のところが残ってますので、本来良くないんですけれども、野球の形はとれないですけれども、例えばノックだけとか、キャッチボールだけとかみたいな格好で、芝の上で若干、10言って10の動きはできませんけれども、3なり4なりみたいなことでの使用はされていたという様な経過はございます。

○綾委員長 他にございますでしょうか。

河川管理者の方もよろしいですか。

それでは、かわきた自然運動公園の件につきましては、これで終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ちょっと私から、宇治川公園の話で、自然環境のお話が出て、これはどうなっていたのかははっきり覚えてないんだけど、あそこが一応宇治川の中では一番、アユモドキの話で、その生息は現在は確認されてないから、書くのが良いのか、書かないのが良いのか、どっちかよく分からないんですけど、それが一切触れてなかった。

○光田委員 あれは、公式には現場でも言わなかった。立ち話でちょっと言ったという記憶があるんですよ。あの上流部に、確かに川の湾入部というか、ワンドみたいなところがあって、駐車場のごく近くまで、場合によったらもう一回ワンドみたいな工事できん

■過年度審議結果のレビュー

平成24年 委員会

- ✓ 環境の維持管理は清掃等の美化活動だけではなく、生物多様性の保全であることを意識して維持管理されたい。
- ✓ 宇治川、桂川の環境を学ぶための利用として、河川レンジャーと連携した学習の機会等をつくることを検討されたい。
- ✓ 占用地周辺の自然環境の保全のために八幡市の環境部局と連携されたい。
- ✓ ヌートリアを代表とする外来種は放置しておく問題であり、外来種に関する意識を高めるための市民への情報提供や外来種生息に関する市民からの情報収集のあり方について検討されたい。
- ✓ 占用地そのものの良好な樹林を活かした環境教育の場としての活用や、占地下流の豊かな自然環境を活かした観察公園等の利用についても検討されたい。
- ⇒「八幡のまちの小さな仲間たち」という市内の生物生態調査報告書により、生物の生息・生態を把握し、維持管理に努めている。
- ⇒八幡市環境保全課、八幡市教育委員会、河川レンジャーなどと連携した、自然学習会などの実施を検討している。
- ⇒現在、環境部局が八幡市内の生物生体調査報告書「八幡のまちの小さな仲間たち」の改訂を進めており、占用地周辺の自然環境の把握、保全に努めている。
- ⇒現地に自然啓発看板の設置を検討するなど、利用者への自然保護啓発に努めている。
- ⇒八幡市環境保全課、八幡市教育委員会、河川レンジャーなどと連携した、自然学習会などの実施を検討している。

平成27年 委員会

- ✓ メリケントキンソウの果実(種子)を公園の外部に持ち出さない方法を利用者に啓発していただきたい。
- ✓ ヌートリアの目撃情報の収集等についても、積極的に取り組んでいただきたい。
- ✓ 占用期間は3年とする。